

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視

結果報告書

平成29年9月

中国四国管区行政評価局

目 次

	頁
第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 河川の適切な管理	3
(1) 河川管理施設の管理の適正化	3
(2) 占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化	14
(3) 違法行為の防止	26
ア 河川法第24条の許可を得ていない土地の占用	26
イ 河川法第26条第1項の許可を得ていない工作物の新築等	30
2 不法係留船対策の実施	37
3 河川管理事務の適切な実施	45
(1) 河川区域境界及び官民境界の明確化	45
(2) 河川現況台帳の調製	50
(3) 河川巡視の徹底	56
(4) 許可事務の適切な実施	60
ア 許可事務の適正な処理	60
イ 許可後における許可条件の履行状況等の確認の徹底	65
4 防災情報の提供	68
(1) 水防警報等発表の迅速化	68
(2) 防災情報の公開に向けた取組	82

説明図表目次

1 河川の適切な管理

(1) 河川管理施設の管理の適正化

表番号	件名	頁
表1-(1)-①	河川管理施設に関する規定	5
表1-(1)-②	河川管理施設の維持管理に関する規定	5
表1-(1)-③	国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(抜粋)	5・6
表1-(1)-④	河川カルテ作成要領(平成23年5月11日付け 河川局河川環境課河川保全企画室長通達)	6.7
表1-(1)-⑤	「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改定について」(平成28年3月31日付け国水環第21号水管理・国土保全局河川環境課長通達)(抜粋)	7
表1-(1)-⑥	「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領の作成について」(平成29年3月28日付け国水環第44号水管理・国土保全局河川環境課長通達)(抜粋)	7
表1-(1)-⑦	国が管理する護岸階段の踏み板部分が欠損している事例	8
表1-(1)-⑧	河川カルテ及び河川巡視日誌により、護岸の変状の経過の観察が行われている事例	9
表1-(1)-⑨	河川カルテにより、護岸の変状の経過の観察が行われている事例	9
表1-(1)-⑩	護岸に樹木が確認され、変状の経過を観察する必要がある事例	10
表1-(1)-⑪	護岸の法面に窪みとクラックが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例	10
表1-(1)-⑫	護岸のコンクリート板に窪みが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例	11
表1-(1)-⑬	護岸の法面上部裸地に樹木が生えており、樹木の成長などの変状の経過を観察する必要がある事例	11
表1-(1)-⑭	護岸の上部付近に樹木が生えており、樹木の成長などの変状の経過を観察する必要がある事例	12
表1-(1)-⑮	護岸に目地の開きが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例	12
表1-(1)-⑯	護岸に目地の開きや窪みが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例	13
表1-(1)-⑰	堤防に亀裂やアスファルト舗装の剥がれ等が生じており、変状の経過を観察する必要がある事例	13

(2) 占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化

表番号	件名	頁
表1-(2)-①	占用許可地、許可工作物の維持管理に関する規定	16
表1-(2)-②	河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達)(抜粋)	16
表1-(2)-③	許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン(平成26年3月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室)(抜粋)	16・17
表1-(2)-④	標準許可書様式(「許可書の様式等について」(平成26年12月26日付け国中整第171号局長通達))(抜粋)	17
表1-(2)-⑤	許可工作物の維持管理が不適切な事例	18～21
表1-(2)-⑥	土地の占用許可を受けた物件の維持管理が不十分な事例(その1)	21
表1-(2)-⑦	土地の占用許可を受けた物件の維持管理が不十分な事例(その2)	22～25

(3) 違法行為の防止

ア 河川法第24条の許可を得ていない土地の占用

表番号	件名	頁
表1-(3)-ア-①	不法占用に関する規定	27
表1-(3)-ア-②	国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(抜粋)	27
表1-(3)-ア-③	中国地方建設局河川敷地不法占用物件等処理要綱(抜粋)	27・28
表1-(3)-ア-④	土地の占用許可なく工作物を設置しているもの(その1)	28
表1-(3)-ア-⑤	土地の占用許可なく工作物を設置しているもの(その2)	29

イ 河川法第26条第1項の許可を得ていない工作物の新築等

表番号	件名	頁
表1-(3)-イ-①	工作物の新築等に関する規定	32

表 1-(3)-イ-②	河川法第 24 条(土地占用)及び第 26 条第 1 項(工作物新築等)の許可取得後、工作物を許可を得ず追加設置している事例(その 1)	33
表 1-(3)-イ-③	河川法第 24 条(土地占用)及び第 26 条第 1 項(工作物新築等)の許可取得後、工作物を許可を得ず追加設置している事例(その 2)	33
表 1-(3)-イ-④	工作物新築のための河川法第 24 条(土地の占用)の許可は取得しているものの、工作物新築のための河川法第 26 条第 1 項の許可を得ていない事例	33
表 1-(3)-イ-⑤	河川区域内民有地に設置された工作物の河川法第 26 条第 1 項に基づく許可取得状況が確認できない事例	34~36

2 不法係留船対策等の実施

表番号	件名	頁
表 2-①	不法係留船に関する規定	39
表 2-②	計画的な不法係留船対策の促進について(平成 10 月 2 月 10 日河川局長通達)(抜粋)	39
表 2-③	国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(抜粋)	40
表 2-④-ア	不法係留船の状況(太田川水系本川【重点的撤去区域】)	40
表 2-④-イ	不法係留船の状況(芦田川水系芦田川)	40
表 2-④-ウ	不法係留船の状況(太田川水系太田川)	40・41
表 2-④-エ	不法係留船の状況(小瀬川水系小瀬川)	41
表 2-④-オ	不法係留船の状況(佐波川水系佐波川)	41・42
表 2-④-カ	不法係留船の状況(旭川水系旭川)	42
表 2-④-キ	不法係留船の状況(高梁川水系高梁川)	42・43
表 2-⑤-ア	船舶の係留状況(旭川水系旭川)	43
表 2-⑤-イ	船舶の係留状況(高梁川水系高梁川)	43
表 2-⑤-ウ	船舶の係留状況(太田川水系本川)	43
表 2-⑤-エ	船舶の係留状況(太田川水系太田川)	44
表 2-⑤-オ	船舶の係留状況(小瀬川水系小瀬川)	44

3 河川管理事務の適切な実施

(1) 河川区域境界及び官民境界の明確化

表番号	件名	頁
表 3-(1)-①	国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(抜粋)	46
表 3-(1)-②	河川現況台帳に関する規定	46
表 3-(1)-③	河川区域内の土地で官民の用地境界が明らかになっていないことから、土地占用に係る許可の要否が判断できない事例	47~49

(2) 河川現況台帳の調製

表番号	件名	頁
表 3-(2)-①	河川現況台帳に関する規定	52
表 3-(2)-②	河川現況台帳調書の記載事項(河川法施行規則第 5 条別記様式第 1)	52・53
表 3-(2)-③	河川現況台帳の調製が不十分な状況(例示)	53
表 3-(2)-④	河川現況台帳(丙の 6)において許可期限の更新状況が記載されていないもの(例示)	54・55
(参考)	他の公共用物に係る台帳	55

(3) 河川巡視の徹底

表番号	件名	頁
表 3-(1)-①	河川管理施設に関する規定	57
表 3-(1)-②	河川巡視に関する規定	57
表 3-(1)-③	国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(抜粋)	57・58
表 3-(1)-④	中国地方整備局平常時河川巡視規程(抜粋)	58
表 3-(1)-⑤	河川巡視における未把握事例(河川管理施設)	59
表 3-(1)-⑥	河川巡視における未把握事例(許可工作物)	59

(4) 許可事務の適切な実施
ア 許可事務の適正な処理

表番号	件名	頁
表 3-(4)-ア-①	許可事務に関する規定	62
表 3-(4)-ア-②	工作物設置許可基準（「工作物設置基準について」平成 6 年 9 月 22 日付け建河治発第 72 号建設省河川局治水課長通達）（抜粋）	62
表 3-(4)-ア-③	中国地方整備局決裁規則（平成 13 年 1 月 6 日国中整訓第 2 号中国地方整備局長通達）（抜粋）	62
表 3-(4)-ア-④	工作物に関する中国地方整備局河川部の見解	63
表 3-(4)-ア-⑤	許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン（平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室）別添（抜粋）	63
表 3-(4)-ア-⑥	出水時には撤去することとなっている許可工作物であることが確認されていなかった事例（太田川河川事務所）	63
表 3-(4)-ア-⑦	河川敷地占用許可準則（「河川敷地の占用許可について」平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達）（抜粋）	64
表 3-(4)-ア-⑧	「中国地方整備局決裁規則第 9 条に定める事務所長の専決に関する事務の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け国中正水第 292 号河川関係事務所長宛中国地方整備局長通達）（抜粋）	64
表 3-(4)-ア-⑨	河川法第 24 条の占用許可が必要である占用期間が 2 か月の案件を、許可が不要な事前届出として処理している事例（山口河川国道事務所）	64

イ 許可後における許可条件の履行状況等の確認の徹底

表番号	件名	頁
表 3-(4)-イ-①	河川区域内の土地の占用に関する規定	66
表 3-(4)-イ-②	河川敷地占用許可準則（「河川敷地の占用許可について」平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達）（抜粋）	66
表 3-(4)-イ-③	占用区域である運動広場が特定の者以外は利用できないものと誤認される可能性がある事例	67

4 防災情報の提供

(1) 水防警報等発表の迅速化

表番号	件名	頁
表 4-(1)-①	水防警報等発表に関する規定	71
表 4-(1)-②	洪水予報河川等の指定状況	72
表 4-(1)-③	危険レベルと基準水位、洪水予報等の発表の関連	73
表 4-(1)-④	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 27 年 8 月 内閣府（防災担当））	73
表 4-(1)-⑤	洪水予報の発表基準	74
表 4-(1)-⑥	水防警報の発表基準（太田川河川事務所）	74
表 4-(1)-⑦	基準水位到達及び洪水予報等の発表状況（平成 26～28 年度）	74
表 4-(1)-⑧	洪水予報等の発表状況（平成 26～28 年度）	75・76
表 4-(1)-⑨	基準水位到達後、予報・警報の発表までに時間を要している事例	77～81

(2) 防災情報の公開に向けた取組

表番号	件名	頁
表 4-(2)-①	水防災意識社会再構築ビジョン（平成 27 年 12 月 11 日付け国土交通省水管理・国土保全局）（概要）	84
表 4-(2)-②	調査対象水系に係る大規模氾濫時の減災対策協議会の設置状況	84
表 4-(2)-③	調査対象水系における水位計及びライブカメラの設置等に係る取組方針	85
表 4-(2)-④	簡易水位計の設置、データ公開状況	86
表 4-(2)-⑤	簡易水位計の計測データの公開に関する意見	86
表 4-(2)-⑥	ライブカメラの設置、映像公開状況	87

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

河川については、河川法（昭和39年法律第167号）により、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理することとされており、中国地方では13水系・延長867.7kmの河川を国が直轄区間として管理している。

また、国土交通大臣が指定した河川については、水防法（昭和24年法律第193号）により、国は洪水予報や水位情報の提供、水防警報などにより、水災の警戒、防御及び被害の軽減を図ることとされている。

さらに、国土交通省は、平成27年9月の関東・東北豪雨による災害の発生を踏まえ、同年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、国の直轄河川とその沿江市町村において、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表、水害ハザードマップの改良、スマートフォンを活用した洪水予報の配信などの住民目線のソフト対策及び氾濫が発生した場合にも被害を軽減する危機管理型ハード対策に取り組むこととしている。

近年、中国地方では、台風や梅雨前線性豪雨等による河川氾濫等の被害が毎年発生しており、特に平成27年8月の台風15号の影響により、高津川、太田川、小瀬川、佐波川の各流域では100mm以上の累加雨量を記録し、総計で189,775世帯の407,015人を対象に避難勧告が発令されており、河川の氾濫の未然防止と氾濫が発生した場合の被害の軽減化が求められている。

また、河川の利用を巡っては、無許可工作物の設置や河川区域内において不法占使用や不法係留等がみられ、その改善が求められている。

この行政評価・監視は、国が管理している河川について、河川氾濫等被害の軽減化を図るとともに、河川区域の適正な利用を確保する観点から、河川の管理状況や防災に関する情報の提供状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査項目

- (1) 河川管理施設の管理状況
- (2) 河川の使用状況
- (3) 防災情報の提供状況

3 対象機関

- (1) 調査対象機関 中国地方整備局（河川国道事務所及び河川事務所を含む。）
- (2) 関連調査等対象機関 岡山県、広島県、山口県、関係市町村

4 調査実施期間

平成29年4月～7月

第2 行政評価・監視結果

中国5県の13水系のうち、今回調査対象とした旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川及び佐波川(計6水系)の延長、流域面積、流域人口などの状況は以下のとおりである。

調査対象6水系の基礎データ

項目		旭川	高梁川	芦田川	太田川	小瀬川	佐波川
基本データ	基幹流路延長	142km	111km	86km	103km	59km	56km
	一級河川指定延長	147河川 826.0km (うち、国管理区間は2河川、30.4km)	122河川 891.9km (うち、国管理区間は3河川、35.4km)	82河川 411.5km (うち、国管理区間は3河川、61.2km)	74河川 597.4km (うち、国管理区間は9河川、129.4km)	23河川 130.7km (うち、国管理区間は9河川、36.8km)	32河川 172.7km (うち、国管理区間は2河川、34.5km)
	流域面積	1,810km ²	2,670km ²	860km ²	1,710km ²	340km ²	460km ²
	流域内人口	333,932人	256,331人	268,242人	1,023,716人	22,368人	28,659人
	流域内市町	真庭市、岡山市、美咲町、吉備中央町、新庄村、久米南町、鏡野町、赤磐市	倉敷市、高梁市、岡山市、新見市、総社市、井原市、笠岡市、矢掛町、吉備中央町、福山市、庄原市、神石高原町	三原市、世羅町、府中市、福山市、井原市、笠岡市、尾道市、神石高原町	北広島町、廿日市市、広島市、東広島市、府中町、安芸高田市、安芸太田町	大竹市、和木町、岩国市、廿日市市	山口市、防府市、周南市
	氾濫域面積	184.1km ²	273.9km ²	105.9km ²	89.9km ²	9.3km ²	58.3km ²
	氾濫域人口	499,156人	487,840人	284,335人	554,287人	21,836人	80,935人
	管理事務所	岡山河川事務所	岡山河川事務所	福山河川国道事務所、八田原ダム管理所	太田川河川事務所、温井ダム管理所	太田川河川事務所、弥栄ダム管理所	山口河川国道事務所
主要施設	河川管理施設	樋門・樋管 40 (旭川11、百間川29) 水門 4 (旭川2、百間川2) 陸閘門 12 (旭川10、百間川2) 排水機場 2 (旭川)	樋門・樋管 28 (高梁川6、小田川22) 堰 1 (高梁川) 排水機場 2 (高梁川1、小田川1)	樋門・樋管 51 (芦田川40、高屋川11) 堰 1 (芦田川) 水門 1 (芦田川) 陸閘門 26 (芦田川) 排水機場 4 (芦田川2、高屋川2)	樋門・樋管 208 堰(ゲート) 4 陸閘 2 水門 3 排水機場 3	樋門・樋管 17 堰(ゲート) 1 陸閘 12	樋門・樋管 20
	許可工作物	樋門・樋管 36 橋梁 35	樋門・樋管 28 橋梁 27	樋門・樋管 45 橋梁 81	樋門・樋管 61 橋梁 206	樋門・樋管 13 橋梁 41	樋門・樋管 37 橋梁 26

(注)各水系の「河川維持管理計画」等から当局が作成した。

1 河川の適切な管理

(1) 河川管理施設の管理の適正化

通 知	説明図表番号
<p>河川管理者は、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設などの河川管理施設(河川法第3条第2項)について、同法第15条の2第1項により、良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならないとされている。</p>	表 1-(1)-①
<p>また、国土交通省が策定した「河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)」では、河川管理に当たっては、施設毎に目視を中心とした点検を適切な時期に行い、平常時の河川巡視とも相まって施設の状態を把握し、その評価等を踏まえて必要な対策を実施するとされ、堤防、護岸、堰、水門、樋門、排水機場などの河川管理施設ごとに維持管理の目標が設定されている。</p>	表 1-(1)-② 表 1-(1)-③
<p>河川管理施設の維持管理等を目的として実施される河川巡視や点検については、その内容等を継続的に記録するため、河川カルテ作成要領(平成23年5月11日付け 河川局河川環境課河川保全企画室長通達)に基づき、河川カルテを作成することとされている。</p> <p>同要領において、河川カルテは、i)河道や施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる重要な資料であり、河川管理のPDCAサイクルを具体化していく上でも基本的な情報とされ、ii)個々の河川の具体的な維持管理を充実させるためには、河川カルテに蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理の具体化に当たって活用するとされている。</p>	表 1-(1)-④
<p>さらに、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改定について」(平成28年3月31日付け国水環第21号水管理・国土保全局河川環境課長通達)において、堤防等河川管理施設については、点検により把握された変状や異状については、河川カルテ等に記録することとされている。</p>	表 1-(1)-⑤
<p>点検結果については、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領の作成について」(平成29年3月28日付け国水環第44号水管理・国土保全局河川環境課長通達)では、堤防(土堤、護岸等)、河川構造物(樋門・樋管、水門等)別に、点検結果について変状箇所ごと・施設ごと機能低下の状態を評価することとされ、評価については、「異状なし」、「要監視段階」、「予防保全段階」及び「措置段階」の4の区分により実施することが基本とされている。</p> <p>これら4の区分のうち、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じてなくとも、進行する可能性のある変状が確認されたものについては、その評価区分は「要監視段階」とされており、要監視と評価する判定の目安として、土堤については亀裂の発生、護岸については目地の開き・クラック・段差・欠損などが示されている。</p> <p>以上のことから、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じてなくとも、亀裂</p>	表 1-(1)-⑥

の発生、目地の開き・クラック・段差・欠損などについては、堤防等河川管理施設に係る変状の時間的経過が確認できるよう、河川カルテに適切に記載することが必要であると考えられる。

今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所における河川管理施設の管理状況を調査したところ、以下の状況がみられた。

① 階段を兼ねている護岸の端部(踏み板部分)3箇所が欠損しており、河川管理施設としての機能が低下するなどの変状ではないものの、利用者の安全性が必ずしも十分に確保されていないと考えられるものがみられた(福山河川国道事務所)。

表1-(1)-⑦

② 河川カルテや河川巡視日誌により、護岸の変状の経過の観察が行われているもの(太田川河川事務所、山口河川国道事務所)がある一方、低水護岸に樹木が確認される、護岸の法面に窪みとクラックが生じている、護岸に目地の開きが生じているなど、変状の経過を観察する必要があるものの河川カルテ等が作成されておらず、変状の時間的経過を確認できないものがみられた(福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所)。

表1-(1)-⑧・⑨、
表1-(1)-⑩～⑰

したがって、中国地方整備局は、河川管理施設の維持管理を適切に実施する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。

① 河川管理施設の巡視や点検に当たっては、機能維持の確保のほか、利用者の安全性の確保に配慮して、巡視や点検のより一層の徹底を図るとともに、実施結果を踏まえ所要の措置を講じること。

② 河川管理施設の巡視や点検の結果の河川カルテや河川巡視日誌への記録に当たっては、「堤防等河川管理施設の点検結果要領」等を踏まえた一貫性のある記録をより一層的確に行うこと。

表 1-(1)-① 河川管理施設に関する規定

<p>○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋) (河川及び河川管理施設) 第 3 条 (第 1 項) (略)</p> <p>2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯 (堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。) その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。</p>

表 1-(1)-② 河川管理施設の維持管理に関する規定

<p>○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋) (河川管理施設等の維持又は修繕)</p> <p>第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

表 1-(1)-③ 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) (抜粋)

<p>第 3 章 河川維持管理目標 第 3 節 施設の機能維持に係る目標設定 3. 1 基本 <考え方></p> <p>代表的な河川管理施設である堤防をはじめ、護岸、床止め等の河川管理施設は、出水等の自然現象や、河川利用等により損傷あるいは劣化を生じる。樋門、水門、堰、排水機場等の構造物や機器についても、経時的な劣化や使用に伴い変状が生じる。このことは、河川にある許可工作物についても同様である。</p> <p>一方、河川管理にあたっては、施設の維持すべき機能に支障を及ぼす変状の度合いについては、現状では一部を除けば定量的に定めることは困難であり、変状の経時的な変化を把握し、変状の度合いを判断しながら機能を維持することが基本である。このため、施設毎に目視を中心とした点検を適切な時期に行い、平常時の河川巡視とも相まって施設の状態を把握し、その評価等を踏まえて必要な対策を実施することになる。</p> <p><標準></p> <p>施設の機能維持は、施設の状態を把握し、機能への支障を判断しながら維持管理を行うことを基本とするため、その目標は、護岸等の安全に関わる河道の河床低下・洗掘の対策、堤防、堰、水門等の機能確保について、河道、施設の種別等に応じて設定することを基本とする。</p> <p>また、河川の状態把握の基本となる水文・水理観測施設については、観測精度を確保することを基本とする。</p> <p>3. 2 (略)</p> <p>3. 3 堤防に係る目標 <考え方></p> <p>(1) 堤防の安全性を確保するために維持すべき機能</p> <p>堤防の安全性を確保するためには、所要の耐浸透機能、耐侵食機能、耐震機能を維持することが必要である。それらの機能を低下させるクラック、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状が見られた場合に、当該箇所(point)の点検を継続し、堤防の機能に支障を生じると判断した場合には必要な対策を実施することとなる。また、現在の堤防の多くは、長い治水の歴史のなかで、過去の被災の状況に応じて嵩上げ、腹付け等の補強・補修工事を重ねてきた結果として現況の断面(高さ、天端幅、法勾配等)が定まっているものであり、堤防の維持管理は堤防の断面を維持するものとしている。</p> <p>(2) 安全性照査と維持管理</p> <p>大河川の堤防では、河川堤防設計指針 1)に基づいてそれぞれの機能毎に堤防の安全性を照査し、所要の安全性が確保されていないと判断される区間について堤防強化が進められており、維持管理にあたっては照査結果を考慮する必要がある。ただし、洪水あるいは地震による堤防の不安定化、あるいは変形メカニズム等については、現時点においても十分に解明されているわけではないことから、安全性の照査がなされている区間であっても、点検あるいは平常時の河川巡視による状態把握に基づいて堤防を維持管理するものとしている。</p> <p>(3) 樋門等の堤防を横断する構造物周辺の維持管理</p> <p>樋門等の堤防を横断する構造物の周辺においても、堤防の機能が確保されている必要がある。特に函体底版周辺の空洞化や堤体の緩みにもなう漏水等、浸透については個別に十分な点検を行い、一連区間の堤防と同じ水準の機能が確保されるよう維持管理するものとしている。</p>

<標準>

堤防に係る目標は、所要の治水機能が保全されることとする。

3. 4 護岸、根固工、水制工に係る目標

<考え方>

護岸、根固工、水制工を構成するブロックのめくれや滑動等については、既往の研究成果や現時点で把握できるデータ等を踏まえ検討することができるが、変状がどの程度まで許容できるかは必ずしも明らかではなく、点検及びその分析を積み重ね対策に反映することが重要である。

護岸の機能を低下させる変状としては、吸い出しによる護岸背面の空洞化が多いが、空洞化の状況は、護岸表面に明らかな変状が現れない限り把握困難である。また、護岸が常時水面下にあるような区間においては、変状そのものの把握が困難である。このため、空洞化等が疑われる場合には、目視点検を継続するとともに、必要に応じて目に見えない部分の計測等を行うことが重要である。

また、河川環境上の機能を求められる施設については、その点も考慮する必要がある。なお、河床低下に関しては第3章第3節3.2による。

<標準>

護岸、根固工、水制工は、耐侵食等所要の機能が確保されることを目標として維持管理することを基本とする。護岸に機能低下のおそれがある目地の開き、吸い出しが疑われる沈下等の変状が見られた場合は、点検等を継続し、変状の状態から護岸の耐侵食機能に重大な支障が生じると判断した場合には、必要な対策を実施することを基本とする。

3. 5 (略)

3. 6 堰、水門、樋門、排水機場等に係る目標

<考え方>

堰、水門等の土木施設部分については、補修等が必要な変状の程度は必ずしも明らかになっていないため、点検及びその評価を積み重ね、対策や維持管理計画等に反映することが重要である。

機械設備・電気通信施設については、河川用ゲート・ポンプ設備の点検・整備等に関するマニュアル等1)2)3)4)5)に基づいて定期点検等による状態把握を行い、変状の状態から施設の機能維持に支障が生じると判断される場合には、必要な対策を行うものである。

堰等に設置されている魚道については、機能の低下につながるおそれがある変状について把握するものである。その際、魚道本体だけではなく上下流の河床の状態把握が重要である。

<必須>

堰、水門、樋門、排水機場等の機械設備を有する施設は、操作規則等に則り適切に操作しなければならない。

<標準>

堰、水門、樋門、排水機場等の施設は、所要の機能が確保されることを目標として維持管理することを基本とする。各施設の土木施設部分については、クラック、コンクリートの劣化、沈下等の変状等、各々の施設に機能低下のおそれがある変状がみられた場合には、点検を継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障を生じると判断される場合に必要な対策を実施することを基本とする。

表1-(1)-④ 河川カルテ作成要領(平成23年5月11日付け 河川局河川環境課河川保全企画室長通達)

1. 目的

河川カルテは、河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる重要な資料である。また、河川管理のPDCAサイクルを具体化していく上でも基本的な情報となる。なお、河川カルテに記録すべきデータは、膨大なものとなるため、効率的にデータ管理が行えるよう、データベース化して蓄積するよう努める。

2. 河川カルテの構成

(1) 基本カルテ(様式-1)

河川及び河川管理施設の状況について、河川工事に伴う変更の他、河川巡視、点検、地域からの情報等により得られた出水等の自然外力による次の変状やそれに伴う維持管理状況等を平面図中に累加して記載する。

- ・みお筋(砂洲)の変化、水衝部、洗掘状況等の河道の異常・変状、堤防異常
- ・治水・利水に支障のある不法行為(ゴミ、不法占用等)
- ・治水・利水に支障のある施設本体及び施設周辺の異常・変状等

(2) 経時カルテ(様式-2)

基本カルテに記入した項目において、堤防、護岸、河道等に係る変状の時間的経過が確認できるよう箇所毎に記入する。

(3) 施設カルテ(様式-3)

堰、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、河底横過トンネル、陸閘等の河川管理施設に係る変状の時間的経過が確認できるよう施設毎に記入する。なお、機械設備・電気通信施設等の点検結果については各々の点検にて記録されることから、重大な変状等についてのみ記載する。

3. 作成の手順 (略)
4. 作成様式 (略)
5. 活用 河川維持管理計画に基づく維持管理を通して、個々の河川の具体的な維持管理を充実させるためには、河川毎の状況に応じて解明すべき課題は何かを明確にした上で、それらを実施する中で順次分析していくことも重要である。このため、河川カルテに蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理の具体化に当たって活用する。 また、河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析・評価し、適切に維持管理対策を行うに当たっては、これまで積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえて対応することが必要であり、河川カルテの情報の活用、あるいは河川カルテの記載手法の検討に当たっては、専門家や学識者等の意見を聴きながら実施することが望ましい。 河川カルテは維持管理状況を確認できる基本的な資料であることから、維持管理関連予算要求の説明資料や被災時の災害復旧申請に資する基礎資料とする。

表 1- (1) - ⑤ 「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改定について」(平成 28 年 3 月 31 日付け国水環保第 21 号水管理・国土保全局河川環境課長通達) (抜粋)

I 総説
1~3 (略)
4 記録と活用
(1) 基本
・ 点検により把握された変状や異状については、河川カルテ等に記録する。計測した場合には、その結果についても同様とする。記録にあたっては、経過観察が可能となるよう、また、同一箇所の変状がわかりやすいように記録する。

表 1- (1) - ⑥ 「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領の作成について」(平成 29 年 3 月 28 日付け国水環保第 44 号水管理・国土保全局河川環境課長通達) (抜粋)

3 点検結果の評価の考え方					
3.1 評価の手順 堤防等河川管理施設は、点検結果に基づいて、変状箇所ごとに評価を実施するものとする。					
3.2 (略)					
3.3 変状箇所ごとの評価 変状箇所ごとの点検結果の評価は、表 1.3 の区分により実施することを基本とする。					
表 1.3 変状箇所ごとの点検結果評価区分					
区分	状態			変状確認	機能支障
a	異状なし	・ 目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態		なし	なし
b	要監視段階	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする場合を含む)		あり	なし
c	予防保全段階	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・ 詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態		あり	なし
d	措置段階	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・ 詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態		あり	あり

表 1-(1)-⑦

国が管理する護岸階段の踏み板部分が欠損している事例(事例表No.: 芦田川-1)

区分	内容
河川名(場所)	芦田川水系 芦田川(府中市父石 660 付近(河口から 31.0 km地点))
河川管理施設区分	護岸(階段)
現況	<p>父石地区河川広場(河川敷内。占有者は府中市)内に、同広場への階段を兼ねている護岸が設置されている。</p> <p>本堤防(石階段)の端部(踏み板部分)に欠損(縦約 12~13 cm・横 23 cm程度)がみられる。階段上部から、この欠損部分は非常に目立たなく見にくいものとなっており、利用者が誤って足を踏み外すおそれがある。</p> <p>(写真)</p> 
把握状況	<p>管轄する福山河川国道事務所は、平成 21 年 5 月 8 日の河川管理施設点検により、本事例を把握。</p> <p>その後、23 年 11 月 7 日、25 年 5 月 24 日・12 月 5 日、27 年 8 月 5 日の出水期後点検、河川巡視、台風期点検などにおいて本事例の経過を観察し、その結果を河川カルテに記録している。</p>
河川管理者の見解	<p>福山河川国道事務所は、本事例について把握しているものの、護岸(階段)の欠損が、治水など河川管理上支障はないこと、また、父石地区河川広場の占有者である府中市からの修繕要請もないことなどから、当面修繕の予定はないとしている。</p>
当局見解	<p>本護岸(階段)は、階段として通常有すべき安全性を欠いていると考えられ、事故発生を予防する観点からも、占有者と協議し、安全確保措置が必要であるものと考えられる。</p>

(注) 当局の調査結果による。

〔河川カルテ等により、変状の経過の観察が行われている事例(表1-(1)-⑧・⑨)〕

表1-(1)-⑧河川カルテ及び河川巡視日誌により、護岸の変状の経過の観察が行われている事例(事例表No.: 太田川-1)

区分	内容
河川名(場所)	太田川水系太田川(右岸、河口から4.0~4.4km地点)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (太田川河川事務所)
現況	<p>護岸を構成する石と石との間に隙間や穴がみられ、一部空洞化している状況もみられるが、河川カルテにより、変状の経過観察が行われている。 (写真)</p> 
把握状況	<ul style="list-style-type: none"> 河川カルテへの記載状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月4日 老朽化、要観察 平成24年9月26日 老朽化、要観察 平成26年12月2日 老朽化、目地の開き、空洞、要観察 河川巡視日誌への記載状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月21日 ブロック張り護岸目地の開きを確認、経過観察

(注) 当局の調査結果による。

表1-(1)-⑨ 河川カルテにより、護岸の変状の経過の観察が行われている事例(事例表No.: 佐波川-1)

区分	内容
河川名(場所)	佐波川水系佐波川(左岸7.6km付近)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (山口河川国道事務所)
現況	<p>護岸の上部に亀裂がみられるが、河川カルテにより、変状の経過観察が行われている。 (写真)</p> 
把握状況	<p>山口河川国道事務所は、本事例の亀裂のほか、その周辺の変状(護岸の亀裂や目地の開き)と併せて、河川カルテに、平成19年度以降、22年度を除く毎年度、点検結果(「前回と同じ変状」)を記載し、変状の経過の観察を行っている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

〔河川カルテ等により、変状の経過の観察を観察する必要がある事例(表1-(1)-⑩~⑰)〕

表1-(1)-⑩ 護岸に樹木が確認され、変状の経過を観察する必要がある事例(事例表No.: 芦田川-2)

区分	内容
河川名(場所)	芦田川水系芦田川(河口から9.4km地点、右岸、山手橋北)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	低水護岸 (福山河川国道事務所)
現況	<p>コンクリート部分(上部)と土部分(下部)で構成されている低水護岸の土部分に樹木が確認でき、護岸の機能・構造安全性の確保の観点から、樹木の成長状況の経過を観察する必要があるもの (写真)</p> 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	福山河川国道事務所は、現状、直ちに措置等の必要はないが、樹木の成長の度合いによっては、伐木が必要であるとしている。
当局の見解	堆積した土の厚さは約10cm程度であり、樹木の規模(1m以上)からすると、根はコンクリート板上の土部分から生えているとは考えにくく、実地に樹木の成長状況を確認する必要があると思われる。

(注) 当局の調査結果による。

表1-(1)-⑪ 護岸の法面に窪みとクラックが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例(事例表No.: 太田川-2)

区分	内容
河川名(場所)	太田川水系太田川(左岸、山手橋下)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (太田川河川事務所)
現況	<p>護岸の法面に窪みとクラックが生じている。 (写真)</p> 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	太田川河川事務所は、護岸のコンクリートが抜け落ちておらず、直ちに措置等の必要はないとしている。
当局の見解	河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑫ 護岸のコンクリート板に窪みが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例
(事例表No. : 太田川-3)

区 分	内 容
河川名(場所)	太田川水系太田川(右岸、河口から 5.2~5.3 km 付近、祇園大橋南側)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (太田川河川事務所)
現況	護岸のコンクリート板に窪みが生じている。 (写真) 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	太田川河川事務所は、現状、護岸の法枠部分に損傷は生じていないことから、直ちに措置等の必要はないとしている。
当局の見解	河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑬ 護岸の法面上部裸地に樹木が生えており、樹木の成長などの変状の経過を観察する必要がある事例
(事例表No. : 太田川-4)

区 分	内 容
河川名(場所)	太田川水系太田川(左岸、祇園大橋南側)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (太田川河川事務所)
現況	護岸の法面上部裸地に樹木が生えている。 (写真) 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	太田川河川事務所は、現状、直ちに措置等の必要はないが、樹木の成長の度合いによっては伐木が必要であるとしている。
当局の見解	河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑭ 護岸の上部付近に樹木が生えており、樹木の成長などの変状の経過を観察する必要がある事例
(事例表No.: 太田川-5)

区 分	内 容
河川名(場所)	太田川水系太田川(左岸、河口から 5.4 km地点、祇園大橋南側)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (太田川河川事務所)
現況	護岸上部付近に樹木が生えている。 (写真) 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	太田川河川事務所は、現状、直ちに措置等の必要はないが、樹木の成長の度合いによっては伐木が必要であるとしている。
当局の見解	河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑮ 護岸に目地の開きが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例(事例表No.: 佐波川-2)

区 分	内 容
河川名(場所)	佐波川水系佐波川(河口から 3.4 km付近、左岸、西浦樋門付近の低水路護岸)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (山口河川国道事務所)
現況	護岸に目地の開きあり。放置すると雨水、流水の浸透による目地の開きの進行等の可能性あり。 (写真) 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	山口河川国道事務所は実際に護岸の損傷状況を確認したいと説明している。
当局の見解	河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑯ 護岸に目地の開きや窪みがが生じており、変状の経過を観察する必要がある事例(事例表No.: 佐波川-3)

区分	内容
河川名(場所)	佐波川水系佐波川(河口から7.2 km付近、左岸、佐波川河川敷緑地内の低水路護岸)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	護岸 (山口河川国道事務所)
現況	<p>護岸に目地の開き及びその周辺に一部窪みあり。放置すると雨水、流水の浸透による目地の開き、護岸窪みの進行等の可能性あり。 (写真)</p> 
把握状況	河川カルテ及び河川巡視日誌に未記載
河川管理者の見解	山口河川国道事務所は実地に護岸の損傷状況を確認したいと説明している。
当局の見解	河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注)当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑰ 堤防に亀裂やアスファルト舗装の剥がれ等が生じており、変状の経過を観察する必要がある事例(事例表No.: 佐波川-4)

区分	内容
河川名(場所)	佐波川水系佐波川(8.4 km~8.8 km付近、右岸)
河川管理施設区分 (関係河川事務所)	堤防〔河川管理用道路〕 (山口河川国道事務所)
現況	<p>堤防(河川管理用道路)に多数の亀裂やアスファルト舗装が剥がれている箇所があり、中には、既に地面が露出している箇所もある。本事例については、平成20年度から25年度までは河川カルテに記載があるが、26年度以降にこの状態が解消されていないにもかかわらず、26年度以降は河川カルテに記載されていない。 (写真)</p> 
把握状況	本事例については、付近にモグラ穴が多数確認されたことと併せて、平成20年度に河川カルテに記載されて以後、毎年度、点検結果(「前回と同様の変状」)が記載されていた。しかし、平成25年度の点検結果として、「確認できず」と記載されて以降の記載は、河川カルテにない。
河川管理者の見解	平成25年度の「確認できず」との記載は、モグラ穴が確認できない旨を記録したものと思われるが、堤防の天端舗装の破損については、当時、走行に影響がないとして河川カルテの記載事項から落とす判断をしたのではないかとと思われるが、今後は河川カルテに記載したいと説明している。
当局の見解	本事例の堤防舗装の破損は、要監視段階に相当していることから、河川カルテ等の作成・活用により、変状の経過の観察が必要と考えられる。

(注)当局の調査結果による。

(2) 占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化

通 知	説明図表番号
<p>河川区域内の土地は、公共用物として公衆の自由使用が原則とされており、公園を整備する等して排他的に利用する場合は河川法第 24 条に規定する土地の占用許可を、河川区域内に水門、橋等工作物を新築、改築、又は除却（以下「新築等」という。）する場合は河川法第 26 条第 1 項に規定する工作物新築等の許可を、河川管理者から得る必要がある。</p> <p>また、許可後においても、許可工作物の管理者は、河川法第 15 条の 2 の規定により、当該許可工作物を良好な状態に保つよう維持管理し、公共の安全が保持されるよう努めることとされている。</p>	表 1- (2) - ①
<p>このように占用区域及び許可工作物の維持管理に関する責任は、一義的には許可を受けた者が負うものとされているが、河川敷地占用許可準則(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達)により、河川管理者は、占用の許可にはその目的を達成するために必要な維持管理に関する条件等を付するものとされ、許可後は、占用状況及び許可条件の履行状況の確認を行い、占用許可を受けた者が法又は許可条件に違反している場合は、河川法第 77 条第 1 項に基づく是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に基づく監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとされている。</p>	表 1- (2) - ②
<p>許可工作物については、河川法施行令第 9 条の 3 により、維持、修繕にあたり許可工作物の管理者が遵守すべき最低限の基準（以下「技術的基準」という。）が定められており、「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」（平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室）において、河川管理者は、許可工作物が、技術的基準及び許可条件に基づいて適切な維持管理がなされているかどうかを確認し、技術的基準が遵守されていない場合や従前の許可条件の下では公共の安全の保持に支障が生じることが予見される場合には、口頭による指導、許可条件の追加等、是正のために必要な対応を行うこととされている。</p> <p>河川管理者は、許可工作物の管理者からの報告、河川巡視等により異状を発見した場合は、許可工作物の管理者の対応方針について確認することとされており、当該方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導し、改善が見られない場合には、河川法の規定に基づいた立入検査(法第 78 条)、是正指導(法第 77 条)、監督処分(法第 75 条)、及び行政代執行(行政代執行法)の対応を行うこととされている。</p>	表 1- (2) - ③
<p>また、中国地方整備局（河川（国道）事務所）は、「許可書の様式等について」（平成 26 年 12 月 26 日付け国中整水第 171 号局長通達）によって定める標準許可書様式に準じて河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可書を作成することとしている。</p> <p>当該様式には、占用区域内を常に良好な状態に保持すること、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況等を勘案して適切な時期に巡視及び点検を行い、</p>	表 1- (2) - ④

必要な措置を講ずること等の占用区域及び許可工作物の適切な維持管理に関する事項や、利用者等の安全確保に関する事項が、許可条件として記されている。

以上のことから、河川管理者は占用区域及び許可工作物の維持管理状態を把握、監督する立場にあり、許可後も技術的基準及び許可条件が実質的に満たされるよう、能動的に関わることが求められている。

今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所における占用区域及び許可工作物の維持管理に係る対応状況を調査したところ、以下の状況がみられた。

- ① 樋門などの許可工作物の門扉の破損、門扉や操作ハンドルの未施錠などにより、部外者の立入りや不正な操作のおそれがあるものがみられた(岡山河川事務所、福山河川国道事務所及び山口河川国道事務所管内の 8 許可工作物)。

表 1- (2) - ⑤

上記の 8 許可工作物のうち、i) 河川管理者が許可工作物の門扉の施錠状況等を把握していないものが 3 施設、ii) 許可工作物の不備を把握しているものの、適切な助言指導を行っていないもの及びiii) 助言指導は行っているが許可工作物の管理者がこれに応じていないものが各 1 施設(計 5 施設)みられた。

- ② 許可工作物の管理者が堤防上の市道の歩道脇に設置した転落防止柵の複数の箇所に河川への出入用扉があるが、開放されたままの状態であると歩行者が誤って堤防下の河川に転落するおそれのあるもの(太田川河川事務所管内の 1 施設)、占用許可を受けた緑地帯に自転車やバイクが放置されているものや運動公園利用者がテントなどを持ち込み設置しているもの(太田川河川事務所管内の 5 施設)など、許可条件とされている利用者等の安全確保や、占用区域内の良好な状態の保持が図られていないものがみられた。

表 1- (2) - ⑥・⑦

したがって、中国地方整備局は、占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化を図る観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。

- ① 許可工作物の管理者に対し、点検等を的確に実施するよう指導するとともに、許可工作物の管理者から点検結果に基づく報告等を受けた場合は、点検結果内容を十分確認し、適切な助言指導を行うこと。また、口頭による指導では改善されない場合には、河川法等の規定に基づいた対応を行うこと。
- ② 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可を得た者に対し、占用区域を良好な状態に保持すること、適切な時期に巡視及び点検を実施すること等、占用区域及び許可工作物の適切な維持管理の履行に関する許可条件の遵守を指導するとともに、その遵守状況を適宜確認すること。

表 1-(2)-①

占用区域、許可工作物の維持管理に関する規定

○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋)

(河川管理施設等の維持又は修繕)

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2・3 (略)

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5 (略)

(許可等の条件)

第 90 条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認には、必要な条件を付することができる。

2 (略)

○ 河川法施行令(昭和 42 年政令第 14 号)(抜粋)

(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第 9 条の 3 法第 15 条の 2 第 2 項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物(以下この条において「河川管理施設等」という。)の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況(次号において「河川管理施設等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能(許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 (略)

表 1-(2)-② 河川敷地占用許可準則(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達)(抜粋)

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第 13 条 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達するために必要と認められる適切な内容ものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 許可を受けた者が法又は許可条件(法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第 77 条第 1 項に規定する是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

表 1-(2)-③ 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン(平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室)(抜粋)

2 施設維持管理のための技術的ガイドライン

2-1～2 (略)

2-3 占用の継続又は除却時の対応

(1) 設置者への指導

土地(及び流水)の占用の継続について申請がなされた場合には、その土地に設置されている許可工作物が、技術的基準及び許可条件に基づいて適切な維持管理がなされているかどうかを確認し、技術的基準が遵守されていない場

合や従前の許可条件の下では公共の安全の保持に支障が生じることが予見される場合には、口頭による指導、許可条件の追加等、是正のために必要な対応を行うこととする。

一方、施設の目的を喪失し、法第 31 条第 1 項に規定する施設の廃止の届出が提出された場合には、法第 26 条第 1 項又は法第 31 条第 2 項に基づく手続きを経て、施設を除去させ、河川を原状に回復させるものとする。また、目的を喪失した施設の除去は、占用許可期間の満了を待つことなく、施設の目的を喪失した時点で速やかに実施させることを基本とする。

設置者からの届出が提出されない場合でも、河川巡視等により利用の実態がないこと等を確認した場合には、設置者に対し、口頭で速やかな除去又は原状回復を指導することとする。口頭による指導では改善されない場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査（法第 78 条）、是正指導（法第 77 条）監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

(2) (略)

2-4 異状発見時等の対応

(1) 設置者への指導

設置者による点検時又は運転時に異状が発見された場合、又は洪水、地震その他の原因により施設の異状が発生した場合は、水利施設においては管理規程により、その他の施設においては許可条件により、河川管理者へ情報連絡を行わせることとする。ここでいう異状とは、土砂堆積等による治水上の観点だけでなく、利水上、環境上の観点を含むものである。

設置者からの報告を受けた場合、又は河川巡視等により河川管理者が異状を発見した場合は、設置者の対応方針について確認するとともに、設置者の対応方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導することとする。口頭による指導で改善が見られない場合には、法の規定に基づいた立入検査（法第 78 条）、是正指導（法第 77 条）、監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

出水期における災害の防止のための措置については、例年、『出水期における防災対策について』（国土交通事務次官通知）や『出水対策について』（水管理・国土保全局長通知）が通知されているところであり、これらを踏まえ、必要な場合には設置者による点検結果について報告を受けることとする。その際、操作を伴う施設については、管理規程等操作に関する要領の確認及び施設被災時における河川管理者等への情報連絡体制の確認結果についても報告を受けることとする。報告を受ける場合には、後述の点検結果表（別添）を活用するなどにより、施設毎に報告を受けることとし、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障がなく維持管理がなされていることを確認することとする。

(2) (略)

表 1- (2) -④標準許可書様式（「許可書の様式等について」（平成 26 年 12 月 26 日付け国中整第 171 号局長通達））（抜粋）

2 許可条件

この許可に係る事項については、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに次の条項を遵守しなければならない。

第 1～第 4 (略)

(利用者等の安全確保のための措置)

第 5 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。

2 前項の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報もたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。

一 応急措置 (略)

二 詳細点検 (略)

三 対策検討及び措置 (略)

3 許可を受けた者は、前項第二号及び第三号の措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同項第一号の措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。

(適切な維持管理等)

第 6 許可を受けた者は、占用区域内を常に良好な状態に保持すること。

2 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

3 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

4 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

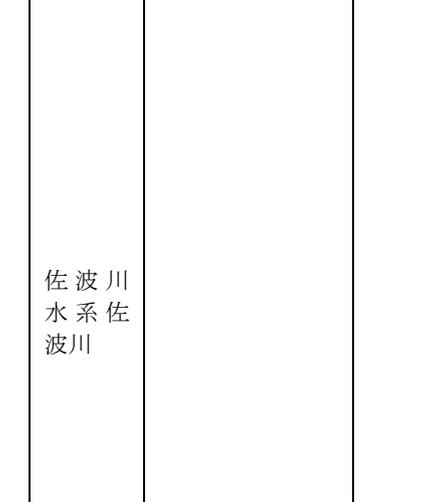
第 7～第 16 (略)

表 1-(2)-⑤

許可工作物の維持管理が不適切な事例

事例表No.	河川名	場所	所管河川(国道)事務所、許可工作物、管理者、現況、河川管理者の指導等	
芦田川-3	芦田川 水系 芦田川	府中市父石 530 付近(河口から 31.0 km地点、左岸、新大渡橋周辺)	<p>[所管河川(国道)事務所：福山河川国道事務所] [許可工作物：大井手樋門(第1、第2、第3)] [管理者：府中市] [現況] いずれの操作場樋門の入口扉も未施錠で部外者の立入りが可能な状態。また、第2 樋門は入口扉のちょうつがいが破損(写真)</p>  <p>[河川管理者の把握状況] 工作物管理者(府中市)からの点検結果報告(平成 28 年 6 月 3 日付け府水第 25 号)により把握。 上記の点検結果報告において、以下のとおり記載</p> <table border="1" data-bbox="639 891 1390 987"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大井手第1 樋門：管理橋門扉鍵なし ・大井手第2 樋門：管理橋門扉鍵なし(鍵の設置及び施錠を要する) ・大井手第3 樋門：管理橋門扉鍵なし(鍵の設置及び施錠を要する) </td> </tr> </table> <p>[河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 河川管理者(福山河川国道事務所)は、点検結果に基づく工作物管理者(府中市)の措置の実施及び措置結果について未確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大井手第1 樋門：管理橋門扉鍵なし ・大井手第2 樋門：管理橋門扉鍵なし(鍵の設置及び施錠を要する) ・大井手第3 樋門：管理橋門扉鍵なし(鍵の設置及び施錠を要する)
<ul style="list-style-type: none"> ・大井手第1 樋門：管理橋門扉鍵なし ・大井手第2 樋門：管理橋門扉鍵なし(鍵の設置及び施錠を要する) ・大井手第3 樋門：管理橋門扉鍵なし(鍵の設置及び施錠を要する) 				
高梁川-1	高梁川 水系 高梁川	河口から 18.4 km 地点、右岸	<p>[所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所] [許可工作物：富原排水樋門] [管理者：総社市] [現況] 樋門入口の門扉が破損し、部外者の立入りが可能な状態(写真)</p>  <p>[河川管理者の把握状況] 門扉については、工作物管理者(総社市)が行う点検結果の報告対象になっておらず未把握</p> <p>[河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 上記の状況から指導等は未実施</p>	

<p>高梁川-2</p>	<p>高梁川水系高梁川</p>	<p>河口から19.8km 付近、右岸、総社大橋西詰</p>	<p>[所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所] [許可工作物：樋管] [管理者：土地改良区(総社市)] [現況] 樋管の柵及び天板が劣化し、樋管に第三者の立入りのおそれあり。 (写真)</p>  <p>[河川管理者の把握状況] 門扉については、工作物管理者(総社市土地改良区)が行う点検結果の報告対象になっておらず未把握</p> <p>[河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 上記の状況から指導等は未実施</p>
<p>旭川-1</p>	<p>旭川水系旭川</p>	<p>河口から12.2km 付近、右岸</p>	<p>[所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所] [許可工作物：大手排水樋門] [管理者：岡山市(国から委譲を受けたもの)] [現況] 樋門入口の門扉が未施錠で、部外者の立入り可能な状態 (写真)</p>  <p>[河川管理者の把握状況] 門扉については、工作物管理者(岡山市)が行う点検結果の報告対象になっておらず未把握</p> <p>[河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 上記の状況から指導等は未実施</p>

佐波川-5	佐波川 水系佐 波川	河口から 16.8 km 付近、左岸	<p>[所管河川(国道)事務所：山口河川国道事務所] [許可工作物：和字用水樋門] [管理者：水利組合] [現況] 樋門操作場所の扉が未施錠で、部外者の立入りが可能 (写真)</p>
			
			<p>[河川管理者の把握状況] 年 1 回の河川管理者と工作物管理者との合同点検において異状は確認されて いない。</p> <p>[河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 上記の状況から指導等は未実施</p>
佐波川-6	佐波川 水系佐 波川	河口から 19.8 km、右岸、麻生 堰付近	<p>[所管河川(国道)事務所：山口河川国道事務所] [許可工作物：岸見樋門] [管理者：山口市(旧徳地町)] [現況] 操作ハンドルの施錠がされておらず、部外者による操作が可能 (写真)</p>
			
			<p>[河川管理者の把握状況] 平成 28 年及び 29 年に実施した河川管理者と工作物管理者との合同点検に において異状を確認している。</p> <p>[河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 平成 28 年及び 29 年とも、河川管理者が工作物管理者に対し、施錠を指導 したものの、未改善</p>

佐波川-7	佐波川水系佐波川	河口から22.2km付近、左岸、二宮大生橋上流側	<p>[所管河川(国道)事務所：山口河川国道事務所] [許可工作物：落合樋門] [管理者：山口市(旧徳地町)] [現況] 操作ハンドルの施錠がされておらず、部外者による操作が可能(写真)</p>  <p>[河川管理者の把握状況] 年1回の河川管理者と工作物管理者との合同点検において異状は確認されていない。 [河川管理者による工作物管理者に対する指導状況] 上記の状況から指導等は未実施</p>
<p>(総括) ・点検結果報告により、許可工作物の不備を把握しているものの、適切な助言指導を行っていないもの(事例表No.(以下同じ)：芦田川3) ・合同点検の結果、許可工作物の不備を把握し、河川管理者による助言指導が行われているものの、許可工作物管理者がこれに応じていないもの(佐波川6) ・点検結果報告の対象となっておらず、堤防点検時の確認対象にもされていないもの(高梁川1、高梁川2、旭川1) ・点検結果報告や合同点検実施時には、許可工作物の管理状況に不備はなかったもの(佐波川5、佐波川7)</p>			

(注) 当局の調査結果による。

表1-(2)-⑥ 土地の占有許可を受けた物件の維持管理が不十分な事例(その1) [事例表No.: 旧太田川-1]

河川名	場所	所管河川(国道)事務所、土地の占有許可を受けた物件、許可受者及び現況
太田川水系 旧太田川	右岸、広島市西区楠町1～3丁目、大芝公園2、三篠橋西詰～大芝公園南	<p>[所管河川(国道)事務所：太田川河川事務所] [許可工作物：転落防止柵] [許可受者：広島市] [現況] 右岸堤防上の市道に広島市が許可を受けて設置した転落防止柵がある。本転落防止柵には約100m間隔で「がんぎ」への出入用扉が設置されているが、容易に開閉可能であるため、開放されたままの状態であると、歩行者が誤って堤防下の河川に転落するおそれがあり、危険な状態となっている。</p> <p>(写真)</p> 

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(2)-⑦

土地の占用許可を受けた物件の維持管理が不十分な事例(その2)

事例表No.	河川名	場所	所管河川(国道)事務所、土地の占用許可を受けた物件、許可受者及び現況
元安川-1	太田川水系元安川	右岸、広島市中区中島町 3-11	<p>〔所管河川(国道)事務所：太田川河川事務所〕 〔占用区域：緑地帯〕 〔許可受者：広島市〕 〔現況〕広島市が占用許可を受けている緑地帯に、自転車・バイク等が放置され、なかには損傷状況から廃棄されたと考えられるものもみられる。(付近には自転車・バイクの放置は広島市条例で禁じられている旨の警告標示が設置されている。) (写真)</p>  
太田川-6	太田川水系太田川	右岸、広島市安佐南区長束、新庄橋北側	<p>〔所管河川(国道)事務所：太田川河川事務所〕 〔占用区域：運動公園〕 〔許可受者：広島市〕 〔現況〕広島市が占用許可を受けているグランドゴルフ場に、利用者がベンチ、簡易テントなどを持ち込み、設置している。 (写真)</p> 

<p>太田川-7</p>	<p>太田川水系太田川</p>	<p>河口から 5.2 ~5.3 km、右岸、安佐南区西原 2、祇園大橋南側</p>	<p>〔所管河川(国道)事務所：太田川河川事務所〕 〔占用区域：運動公園〕 〔許可受者：広島市〕 〔現況〕広島市が占用許可を受けているグランドゴルフ場に、利用者が道具類を持ち込んでいる。 (写真)</p> 
<p>小瀬川-1</p>	<p>小瀬川水系小瀬川</p>	<p>左岸、大竹市上下水道局防鹿水源地付近</p>	<p>〔所管河川(国道)事務所：太田川河川事務所〕 〔占用区域：運動公園〕 〔許可受者：大竹市〕 〔現況〕大竹市が占用許可を受けている運動公園に、簡易トイレ、ベンチ、小屋が設置され、また、廃車等が放置されているが、簡易トイレ以外は無許可で設置されているものである。 (写真)</p>  

小瀬川-2	小瀬川水系小瀬川	右岸、3.7 km 付近	<p>〔所管河川(国道)事務所：太田川河川事務所〕 〔占用区域：公園〕 〔許可受者：和木町〕 〔現況〕和木町が占用許可を受けている公園に、遊具、物置が設置されているが、遊具のうち、ブランコは鎖部分が全体的にさびている。また、物置にはゴミが放置されている。 (写真)</p>  
旭川-2	旭川水系旭川	右岸、2.6km 付近	<p>〔所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所〕 〔占用区域：緑地公園〕 〔許可受者：岡山市〕 〔現況〕岡山市が占用許可を受けている緑地公園に、無許可で倉庫が設置されている。</p>
旭川-3	旭川水系旭川	左岸、3.4 km 付近	<p>〔所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所〕 〔占用区域：緑地〕 〔許可受者：岡山市〕 〔現況〕岡山市が占用許可を受けている緑地に、無許可でテント3棟、コンテナ2台が設置され、廃車1台が放置されている。</p>

旭川-4	旭川水系 百間川	右岸、12.6km 付近	<p>〔所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所〕 〔占用区域：緑地〕 〔許可受者：岡山市〕 〔現況〕岡山市が占用許可を受けている緑地に、無許可でテント、ネット、ブルペンが設置され、ゴルフカート、廃車が放置されている。 (写真)</p> 
高梁川-3	高梁川水系 高梁川	左岸、18.2km 付近	<p>〔所管河川(国道)事務所：岡山河川事務所〕 〔占用区域：公園〕 〔許可受者：総社市〕 〔現況〕総社市が占用許可を受けている公園(グラウンド)に、無許可でテント、ベンチ、ブルペンが設置され、ドラム缶が放置されている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

(3) 違法行為の防止

ア 河川法第 24 条の許可を得ていない土地の占用

通 知	説明図表番号
<p>河川区域内の土地を排他的に使用する場合、河川法第 24 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならぬとされており、樋門、排水施設、橋梁等の工作物の設置に伴って土地を占用する場合についても、当該工作物の設置に係る河川法第 26 条第 1 項の許可に併せて、第 24 条の許可を得る必要がある。</p> <p>河川管理者は、河川法第 24 条の許可を得ずに河川区域内の土地を使用している不法占用者に対し、同法第 75 条 1 項に規定する監督処分として、違法行為の中止、原状回復等の是正措置をとるよう命じることができ、命令が履行されなかった場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときには、行政代執行法第 2 条に基づいて自ら当該是正措置を行うことができる。</p> <p>河川法第 75 条第 1 項の監督処分を行うにあたり、過失なく相手方を確知できないときは、同条第 3 項に規定する簡易代執行制度により、相当の期間を定めて公告した上で、河川管理者自らが監督処分に係る措置を行うことができる。</p>	表 1-(3)-ア-①
<p>「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」では、河川法に違反する不法な行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況を把握することが重要であるとされており、不法行為を発見し、その行為者が明らかな場合には、速やかに原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に措置を講じることが基本とされている。また、悪質な不法行為に関しては、必要に応じて刑事告発を行うことが推奨されている。</p>	表 1-(3)-ア-②
<p>さらに、中国地方整備局（河川（国道）事務所）は、上記法令等のほか、「中国地方建設局河川敷地不法占用物件等処理要綱」に基づいて、河川敷地内における不法占用の是正を図っている。</p>	表 1-(3)-ア-③
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所の管理する 6 水系における不法占用の実態を調査した結果、国が管理する以前に設置された家屋について河川法第 24 条の許可を得ていないもの（小瀬川水系小瀬川 1 事例）、無許可で漁業用の作業小屋等が設置されているもの（高梁川水系高梁川 5 事例）など、河川法第 24 条の許可なく不法に河川区域内の土地を使用している状況がみられた。</p>	表 1-(3)-ア-④、 表 1-(3)-ア-⑤
<p>したがって、中国地方整備局は、河川の適正な利用を確保する観点から、河川法第 24 条の許可を得ていない案件については、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」、「中国地方建設局河川敷地不法占用物件等処理要綱」などに基づき、河川法に基づく処分や行政代執行を含めた適切な方策を講じるよう管内の河川（国道）事務所を指導する必要がある。</p>	

表 1-(3)-ア-①

不法占用に関する規定

○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋)

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

(河川管理者の監督処分)

第 75 条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく制令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した物、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

2 (省略)

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

○ 行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)

第 2 条 法律(法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を義務者から徴収することができる。

表 1-(3)-ア-②

国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(抜粋)

第 7 章 河川区域等の維持管理対策

第 2 節 不法行為への対策

2. 1 基本

<考え方>

不法行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況を把握することが重要である。さらに、不法行為による治水への影響、河川利用者への影響、水防活動への影響等により重点的な巡視が必要な場合には、目的別巡視等により対応することが重要である。不法行為の内容によっては、市町村、警察等の関係機関とも連携した河川巡視等を検討する必要がある。

<標準>

不法行為を発見し、行為者が明らか場合には、速やかに除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じることを基本とする。

<推奨>

悪質な不法行為に関しては、必要に応じて刑事告発を行う。

表 1-(3)-ア-③

中国地方建設局河川敷地不法占用物件等処理要綱(抜粋)

(現況の確認報告)

第 2 事務所長は、所轄する河川の不法占用物件等を河川巡視等により常に調査のうえ、その結果を不法占用整理簿(別記様式第 1)に登載し、その現況を確認しておかなければならない。

2 (略)

(処理対策)

第3 不法占用の処理対策は、自主または強制撤去によることを原則とし、実態に即して、次に掲げる緊急順位により分類のうえ、全体及び年度別の処理計画を策定し、計画的に処理するものとする。

(略)

2 不法占用の処理にあたっては、前項によるもののほか、不法占用物件等の立地条件等を勘案し、許可による合法化について考慮するものとする。

(措置)

第4 第3第1項に定める自主撤去または強制撤去すべき不法占用に対する措置は、おおむね次に掲げる順序によるものとする。

(1) 河川法第77条第1項の規定に基づき河川監理員が指示書(別記様式第3)を交付すること。

(2) 河川法第75条第1項の規定に基づき監督処分として、河川管理者が除却命令書(別記様式第4)を交付すること。

(3) 行政代執行法第3条第1項の規定に基づき河川管理者が戒告書(別記様式第5)を交付すること。

(4) 行政代執行法第3条第2項の規定に基づき河川管理者が代執行令書(別紙様式第6)を交付のうえ、代執行を行い自ら不法占用物件等を強制撤去すること。

表1-(3)-ア-④ 土地の占用許可なく工作物を設置しているもの(その1)(事例表No.: 小瀬川-3)

河川名	小瀬川水系小瀬川
位置	左岸、薬師前バス停付近
占有者	個人
現況	国が管理する以前に設置された家屋で、河川法第24条の占用許可は取得されていない。当該家屋は一部崩れかかっており、空き家状態となっている。 (写真) 
河川管理者の対応	太田川河川事務所は、現在の所有権者が不明であり、所有権者が見つかれば次第不法状態の解消に向け協議を行うとしている。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑤ 土地の占用許可なく工作物を設置しているもの(その2)

河川名：高梁川水系 高梁川			
事例表No.	位置	設置者	占用の現況
高梁川-4	左岸 11.2 km 付近	個人漁業者	<p>河川の土地に小屋(鮎漁の作業・休息用の小屋)が設置されているが、小屋の設置のための土地の占用許可は取得されていない。 (写真)</p> 
高梁川-5	同上	同上(※)	<p>河川の土地に用具入れが設置されているが、設置のための土地の占用許可は取得されていない。 (※ 上記事例表No.高梁川-4 の占有者と同一の者である。)</p>
高梁川-6	左岸 10.8 km 付近	個人漁業者	<p>河川の土地に小屋(鮎漁の作業・休息用の小屋)が設置されているが、小屋の設置のための土地の占用許可は取得されていない。</p>
高梁川-7	河口から 8.8 km 付近の高水敷	個人漁業者	<p>河川の土地にテント骨組み(鮎漁用)が設置されているが、設置のための土地の占用許可は取得されていない。</p>
高梁川-8	右岸 3.6 km 付近	個人漁業者	同上

(注)1 当局の調査結果による。

2 上記の5事例については、いずれも工作物(小屋、テント骨組)設置のための許可(河川法第26条第1項に基づく工作物の新築等の許可)を取得していない。

イ 河川法第 26 条第 1 項の許可を得ていない工作物の新築等

通 知	説明図表番号
<p>河川区域内の土地に工作物を新築等する場合、河川法第 26 条第 1 項に基づき、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>新築等を行う土地が、河川法第 24 条の許可を受けた占用区域である場合のほか、民有地等、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理していることをもって占用許可の取得が不要な場合であっても、河川区域内の土地に工作物を新築等する行為に関して河川法第 26 条第 1 項の許可が必要となっている。</p> <p>また、河川管理者は、河川法第 26 条第 1 項の許可なく河川区域内の土地に工作物を新築等した者に対し、同法第 75 条 1 項に規定する監督処分として、違法行為の中止、原状回復等の是正措置をとるよう命じることができ、命令が履行されなかった場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときには行政代執行法第 2 条に基づいて自ら当該是正措置を行うことができるとされている。</p> <p>さらに、河川法第 75 条第 1 項の監督処分を行うにあたり、過失なく相手方を確知できないときは、同条第 3 項に規定する簡易代執行制度により、相当の期間を定めて公告した上で、河川管理者自らが監督処分に係る措置を行うことができるとされている。</p> <p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所の管理する 6 水系における工作物の設置状況を調査した結果、以下のとおり、河川法第 26 条第 1 項の許可を得ずに工作物が設置されている状況がみられた。</p>	<p>表 1-(3)-イ-①</p>
<p>① i) 運動場として使用するため、河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可を取得しているものの、許可取得後、倉庫などの工作物を許可を得ず新たに設置している事例(高梁川水系高梁川 1 事例、芦田川水系芦田川 1 事例)、ii) 工作物新築のために河川法第 24 条の許可は取得しているものの、法第 26 条第 1 項の許可を得ていない事例(芦田川水系芦田川 1 事例)がみられた。</p>	<p>表 1-(3)-イ-② ・③・④</p>
<p>② 河川区域内民有地に設置された工作物の河川法第 26 条第 1 項に基づく許可取得状況が確認できないため、当該工作物が許可工作物なのかどうか把握されていない事例(芦田川水系芦田川 1 事例、小瀬川水系小瀬川 3 事例、佐波川水系佐波川 3 事例)がみられた。</p> <p>河川区域内の土地に設置される工作物については、河川法第 15 条の 2 により、良好な状態の維持又は修繕が求められているほか、用途廃止した場合の届出(同法第 31 条第 1 項)、除却時の申請(同法第 26 条第 1 項)などの手続が必要となる場合もあり、許可工作物であることを明確にしておく必要性は極めて大きい。</p> <p>したがって、中国地方整備局は、河川区域内における許可工作物の管理を適切に実施する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう</p>	<p>表 1-(3)-イ-⑤</p>

指導する必要がある。

- ① 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項に基づく許可済み案件について、河川巡視などにより利用実態を把握するとともに、無許可の工作物については、河川法等に則り、設置者に対する是正指導等を実施すること。
- ② 許可の取得状況が不明な工作物について、取得状況を明確にするるとともに、無許可のものについては所要の措置を講じること。

○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋)

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

(河川管理者の監督処分)

第 75 条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく制令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した物、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

2 (省略)

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

○ 行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)

第 2 条 法律(法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を義務者から徴収することができる。

表 1-(3)-イ-② 河川法第 24 条(土地占用)及び第 26 条第 1 項(工作物新築等)の許可取得後、工作物を許可を得ず追加設置している事例(その 1)

河川名：高梁川水系 高梁川				設置工作物の状況 (上段：河川法第 26 条第 1 項の許可取得、下段：同条許可未取得)
事例表No.	位置	設置者	土地の用途	
高梁川-9	右岸、6.0km 付近	倉敷市	公園	ネット、簡易トイレ 倉庫 (写真)
				

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(3)-イ-③ 河川法第 24 条(土地占用)及び第 26 条第 1 項(工作物新築等)の許可取得後、工作物を許可を得ず追加設置している事例(その 2) 【事例表：芦田川-4】

河川名：芦田川水系 芦田川			設置工作物の状況 (上段：河川法第 26 条第 1 項の許可取得、下段：同条許可未取得)
位置	設置者	土地の用途	
左岸、福山市南本庄 5 丁目地先、河口から 7.8 km 付近	福山市	運動広場	バックネット、サイドネット(1 塁側)、移動式ネット(①タイプ、②タイプ)、外野ポール、簡易トイレ、H 鋼、プレハブ倉庫、看板、収納庫 植栽、収納台、移動式ネット

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(3)-イ-④ 工作物新築のための河川法第 24 条(土地の占用)の許可は取得しているものの、工作物新築のための河川法第 26 条第 1 項の許可を得ていない事例 【事例表：芦田川-5】

河川名：芦田川水系 芦田川			設置工作物
位置	設置者	土地の用途	
左岸、31.0 km 付近	府中市	河川広場	キャビネット、ロッカー(3 個)が設置されているが、河川法第 26 条第 1 項の許可は取得されていない。 (写真)
			

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(3)-イ-⑤ 河川区域内民有地に設置された工作物の河川法第 26 条第 1 項に基づく許可取得状況が確認できない事例

事例表No.	河川名	場所	所管河川（国道）事務所、設置工作物及び河川管理者による管理の状況
芦田川-6	芦田川水系 芦田川	河口から 13.0 km付近。右岸	<p>〔所管河川（国道）事務所：福山河川国道事務所〕 〔設置工作物〕ビニールハウス、倉庫 〔河川管理者による管理の状況〕工作物設置の許可取得状況は不明。河川現況台帳（丙の 6）にも掲載なし （写真）</p> 
小瀬川-4	小瀬川水系 小瀬川	河口から 8.2 km～8.4kmの区 間。左岸	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕 〔設置工作物〕墓地、小屋 〔河川管理者による管理の状況〕工作物設置の許可取得状況は不明。河川現況台帳（丙の 6）にも掲載なし （写真）</p> 
小瀬川-5	小瀬川水系 小瀬川	河口から 4.8 km付近。左岸	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕 〔設置工作物〕墓地 〔河川管理者による管理の状況〕工作物設置の許可取得状況は不明。河川現況台帳（丙の 6）にも掲載なし （写真）</p> 

<p>小瀬川-6</p>	<p>小瀬川水系 小瀬川</p>	<p>河口から 4.8 km～中津川排水樋門の区間。左岸</p>	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕 〔設置工作物〕小屋、柵 〔河川管理者による管理の状況〕工作物設置の許可取得状況は不明。河川現況台帳（丙の6）にも掲載なし （写真）</p> 
<p>佐波川-8</p>	<p>佐波川水系 佐波川</p>	<p>河口から 9.0 km～9.4 kmの区間。左岸</p>	<p>〔所管河川（国道）事務所：山口河川国道事務所〕 〔設置工作物〕住宅、事業所、倉庫等 〔河川管理者による管理の状況〕設置されている複数の建物のうち、1つの建物を除く他のものの設置許可の取得状況は不明。河川現況台帳（丙の6）にも掲載なし （写真）</p> 
<p>佐波川-9</p>	<p>佐波川水系 佐波川</p>	<p>河口から 14.0 km付近。左岸</p>	<p>〔所管河川（国道）事務所：山口河川国道事務所〕 〔設置工作物〕事業者がその用地として区画した土地内の複数の建物 〔河川管理者による管理の状況〕工作物設置の許可取得状況は不明。河川現況台帳（丙の6）にも掲載なし （写真）</p> 

佐波川-10	佐波川水系 佐波川	13.0 km～14.0 km付近の区間。 左岸	<p>〔所管河川（国道）事務所：山口河川国道事務所〕 〔設置工作物〕河川区域内（私有地）の耕作地の小屋 〔河川管理者による管理の状況〕工作物設置の許可取得状況は不明。河川現況台帳（丙の6）にも掲載なし （写真）</p> 
--------	--------------	--------------------------------	---

（注）当局の調査結果による。

2 不法係留船対策の実施

通 知	説明図表番号
<p>河川区域内に棧橋、係留杭等の係留施設を設置して船舶を係留する場合、河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項に基づき、河川管理者の許可を得なければならぬとされており、また、係留施設を設置することなく係留する場合についても、一時的な係留でない限り河川法第 24 条の許可が必要となる。</p> <p>河川管理者の許可なく河川区域内に係留されている船舶は、当該船舶がプレジャーボート等のレジャー用に供するものであるか、漁船等の事業の用に供するものであるかを問わず不法係留船となり、河川管理者は、是正のために監督処分（河川法第 75 条）、簡易代執行（河川法第 75 条第 3 項）及び行政代執行（行政代執行法第 2 条）ができるとされている。また、廃棄又は放置された船舶についても同様である。</p> <p>なお、船舶の係留にあたり、護岸、堤防等の河川管理施設に、それらの機能に影響を及ぼすような損傷を与えた者に対して、行為の悪質性に照らし刑事告発を行う場合も生じうる。</p>	表 2-①
<p>さらに、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日付け建設省河政発第 16 号河川局長通達）においては、河川管理者は、計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川について、水系又は主要な河川ごとに計画を策定し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（重点的撤去区域）を定め、同区域における不法係留船の強制的な撤去措置を計画的に実施するものとされ、その他の河川についても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施することとされている。</p>	表 2-②
<p>不法係留船は、洪水、高潮時に流出することで護岸、橋梁等の損傷、流下の阻害、燃料漏れによる水質汚濁等、様々な支障を引き起こすものであることから、漁船も含め、不法係留船の全面的な解消に向けた具体的な取組の推進が求められる。</p> <p>ただし、不法係留船対策の実施に当たっては、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 6 月 19 日付け建設省河政発第 62 号、建設省河環発 21 号、建設省河治発第 42 号建設省河川局水政課長、河川環境課長、治水課長通達）及び「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」において、漁船、川船等生業を行うために必要な船舶と、レジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは不合理ではないとされている。</p>	表 2-③
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所の管理する 6 水系について、係留船の状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 重点的撤去区域が設定されている太田川水系旧太田川において、19 隻の船舶（すべて漁船・川船・木船及びそれらに関連する船舶）が不法に係留・放置されている。</p>	表 2-④-ア～キ

- ② 重点的撤去区域が設定されていない河川においては、
- i) 太田川水系太田川 13 隻(うち、漁船・川船・木船 12 隻)、芦田川水系芦田川 1 隻(漁船)、小瀬川水系小瀬川 16 隻(うち、漁船・川船・木船 2 隻)、佐波川水系佐波川 13 隻(すべて漁船・川船・木船)の船舶、
 - ii) 旭川水系旭川及び高梁川水系高梁川については、それぞれ 100 隻近くの船舶が不法に係留・放置されている。

さらに、上記の船舶の不法係留案件のうち、護岸に船舶係留用の杭を打設しているものや、河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可なく栈橋を設置しているものがみられた。

このような係留方法の現状に関して、太田川河川事務所は、いずれも河川管理上支障をきたすものではなく、不法係留船対策を進めることで解消されるものとしている。

しかし、護岸に杭を打設する等の行為は、程度の大小にかかわらず本来許されるものではない。不法係留船対策として具体的な取組が実施されるまでの間、そうした係留方法を許容せざるを得ない状況があるとしても、個別に係留方法を把握し、河川管理施設の機能に影響を及ぼすおそれのあるものについては、原状回復を求める必要があると考えられる。

したがって、中国地方整備局は、洪水の流下阻害や河川管理施設への損傷、治水上の支障の発生を予防する観点から、管内の河川(国道)事務所に対して、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。

- ① プレジャーボート、所有者不明の放置艇、廃船については、当該船舶の係留・放置方法を確認した上で、護岸等の原状回復を求めることも含め、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)」などに基づき、適切な方策を講じること。
- ② 漁船、川船など生業として使用されている不法係留船についても、解消に向けた検討を行うこと。
- ③ 不法係留船数の多い旭川水系、高梁川水系においては、不法係留船対策に係る計画を策定し、重点的撤去区域を設定することで計画的な解消を実現した太田川水系の例を参考に、不法係留船対策に係る計画の策定も視野に入れた不法係留船の解消に向けた検討を行うこと。

表 2-⑤-ア～オ

表 2-①

不法係留船に関する規定

<p>○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)(抜粋) (土地の占用の許可) 第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(工作物の新築等の許可) 第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>○ 刑法(明治 41 年法律第 45 号)(抜粋) (器物損壊等) 第 261 条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>

表 2-② 計画的な不法係留船対策の促進について(平成 10 月 2 月 12 日河川局長通達)(抜粋)

<p>一 不法係留船対策に係る計画の策定について</p> <p>1 計画の策定 不法係留船の数が多し等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、河川管理者は、不法係留船対策に係る計画(以下「計画」という。)を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うこととする。 なお、その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施することとする。</p> <p>2 計画の内容 (1) 計画における不法係留船対策の基本的考え方は、次のとおりである。 ① <u>不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域(以下「重点的撤去区域」という。)</u>を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施するものとする。なお、重点的撤去区域は年次的に拡大していくものであり、恒久的係留・保管施設の設置が認められた区域を除き、最終的には全ての河川の区域が重点的撤去区域となるものである。 ② 重点的撤去区域以外の河川の区域については、法第 77 条の規定に基づく河川監理員の指示も含めて適切な指導を行うものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。 ③ 洪水時、高潮時等における治水上の支障のおそれが少なく、かつ、河川環境の保全上も比較的問題のない場所のうち、係留施設の適切な構造及び係留船舶の適切な管理方法と相まって、治水上及び河川環境上支障のない場所については、暫定的な係留施設(以下「暫定係留施設」という。)を設置し得るものとし、この場合には計画に暫定係留施設の区域(将来的に恒久的係留・保管施設の設置が容認される区域を含む。以下「暫定係留区域」という。)を設定するものとする。 (2) (略)</p> <p>3 計画の策定手続 (略)</p> <p>二 重点的撤去区域における不法係留船対策の実施について 重点的撤去区域は、不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案して重点的に強制的な撤去措置を執る必要がある区域であるため、計画に基づき、法第 77 条の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である法第 75 条に基づく監督処分、簡易代執行及び行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 2 条の規定に基づく代執行を重点的に実施することとされたい。 簡易代執行については、船舶検査番号に基づく日本小型船舶機構へ照会を行ったにもかかわらず所有者が判明しない場合、あるいは船舶検査番号に基づく照会が不可能である場合のほか、所有者であった者が譲渡により所有を否定し、譲渡先を明らかにしない場合等も、過失がなく監督処分を命ずべき者を確知することができない場合に該当するものであり、積極的に簡易代執行を実施されたい。なお、監督処分を命ずべき者を確知できる場合には、代執行を行うに当たり事前に監督処分を行うべきことはいうまでもないが、念のため申し添える。 強制的な撤去措置の実施に当たっては、必要に応じて、地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら実施することとされたい。 また、重点的撤去区域を定めた場合は、その区域及び内容を適切な公示方法(地方公共団体の広報への掲載、現場における看板の設置等)により周知を行うこととされたい。</p>

(注)下線は当局が付した。

表 2-③ 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) (抜粋)

<p>第 7 章 河川区域等の維持管理対策</p> <p>第 2 節 不法行為への対策</p> <p>2. 4 不法係留船 (放置艇) への対策</p> <p><考え方></p> <p>不法係留船の数が多い等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、不法係留船対策に関する通知に則り不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川毎等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行う必要がある。また、平成 26 年 4 月より河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項が改正され、河川管理者は河川毎に放置等を禁止する対象物を指定することができるようになった。ただし、不法係留船対策の実施にあたり、地域の慣行を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは、不合理ではない。</p> <p>その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施する必要がある。</p>
--

表 2-④-ア 不法係留船の状況(太田川水系旧太田川【重点的撤去区域】)

河川名	太田川水系旧太田川
事例表No.	係留状況
旧太田川-2	[場所：広島市中区河原町、中島神崎橋南側] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
旧太田川-3	[場所：広島市中区基町、三篠橋東詰南側] [船舶種別・係留形態：漁船 5 隻・係留]
旧太田川-4	[場所：広島市西区楠町 1-3-1] [船舶種別・係留形態：漁船に関連する船舶 2 隻・係留]
旧太田川-5	[場所：三篠橋西詰北側] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・放置等]
旧太田川-6	[場所：広島市西区楠木町 3-1-1、三篠橋西詰北側] [船舶種別・係留形態：漁船(清掃船)1 隻・係留]
旧太田川-7	[場所：広島市西区大芝公園 2、大芝公園楠木会館前、京橋川との分岐] [船舶種別・係留形態：漁船及びそれに関連する船舶 5 隻・係留]
旧太田川-8	[場所：広島市東区牛田新町 2-5-5、県営牛田住宅 5 号館裏] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
旧太田川-9	[場所：広島市西区大芝 2-10-3] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・係留]
旧太田川-10	[場所：広島市西区大芝 2 丁目 15、永照幼稚園近く] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
総括	漁船及びそれに関連する船舶 16 隻、川船・木船 3 隻、その他船舶 0 隻 (計 19 隻) [係留：18 隻、放置等：1 隻]

(注) 当局の調査結果による。

表 2-④-イ 不法係留船の状況(芦田川水系芦田川)

河川名	芦田川水系芦田川
事例表No.	係留状況
芦田川-7	[場所：福山市草戸町 4 丁目 12、草戸大橋下] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
総括	漁船 1 隻、川船・木船 0 隻、その他船舶 0 隻 (計 1 隻) [係留：1 隻、放置等：0 隻]

(注) 当局の調査結果による。

表 2-④-ウ 不法係留船の状況(太田川水系太田川)

河川名	太田川水系太田川
事例表No.	係留状況
太田川-8	[場所：広島市東区牛田新町 2、大芝水門北側] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]

太田川-9	[場所：広島市東区牛田新町 4] [船舶種別・係留形態：その他船舶 1 隻・放置等]
太田川-10	[場所：広島市安佐南区西原 3 丁目 15] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・放置等]
太田川-11	[場所：広島市東区戸坂下千足 1] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・係留、放置等]
太田川-12	[場所：広島市安佐北区田南 1 丁目 9] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
太田川-13	[場所：広島市安佐南区東野 1 丁目 9] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]
太田川-14	[場所：広島市安佐北区田南 1 丁目 1] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
太田川-15	[場所：広島市安佐北区田南 2 丁目 36] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・放置等]
太田川-16	[場所：広島市安佐北区落合町] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
太田川-17	[場所：広島市安佐北区安佐町大字宮野、共栄橋北側] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]
総括	漁船 0 隻、川船・木船 12 隻、その他船舶 1 隻 (計 13 隻) [係留：4 隻、放置等：9 隻]

(注) 当局の調査結果による。

表 2-④-エ 不法係留船の状況(小瀬川水系小瀬川)

河川名	小瀬川水系小瀬川
事例表No.	係留状況
小瀬川-7	[場所：右岸 10.2km～乙瀬橋付近] [船舶種別・係留形態：その他船舶 2 隻・係留]
小瀬川-8	[場所：右岸 8.0km 付近] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
小瀬川-9	[場所：左岸 5.8km、早瀬ヶ迫バス停留所付近] [船舶種別・係留形態：その他船舶 1 隻・放置等]
小瀬川-10	[場所：右岸 5.6km～5.4km の間] [船舶種別・係留形態：その他船舶 1 隻・放置等]
小瀬川-11	[場所：左岸、山陽本線橋架下の低水路内] [船舶種別・係留形態：その他船舶 3 隻・係留]
小瀬川-12	[場所：左岸、0.6～0.9km の間、低水路] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻、その他船舶 7 隻・係留]
総括	漁船 1 隻、川船・木船 1 隻、その他船舶 14 隻 (計 16 隻) [係留：14 隻、放置等：2 隻]

(注) 当局の調査結果による。

表 2-④-オ 不法係留船の状況(佐波川水系佐波川)

河川名	佐波川水系佐波川
事例表No.	係留状況
佐波川-11	[場所：右岸 1.2km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
佐波川-12	[場所：左岸 12.4km 付近] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]
佐波川-13	[場所：右岸 16km 付近] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
佐波川-14	[場所：右岸 16.2km～16.4km 付近] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・放置等]
佐波川-15	[場所：左岸 18.8km 付近、麻生橋] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]
佐波川-16	[場所：左岸 19.8km、奥畑バス停留所付近] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]

佐波川－17	[場所：左岸 21.2km、伊賀地排水樋門付近] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・放置等]
佐波川－18	[場所：左岸 22.6km 付近] [船舶種別・係留形態：川船 1 隻・係留]
佐波川－19	[場所：左岸 23.7km 付近] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・係留 1 隻、放置等 1 隻]
佐波川－20	[場所：右岸 23.7km 付近、岸見バス停留所] [船舶種別・係留形態：川船 2 隻・放置等]
総括	漁船 1 隻、川船・木船 12 隻、その他船舶 0 隻 (計 13 隻) [係留：4 隻、放置等：9 隻]

(注) 当局の調査結果による

表 2-④-カ 不法係留船の状況 (旭川水系旭川)

河川名	旭川水系旭川
事例表No.	係留状況
旭川－5	[場所：左岸 8.2km 付近、相生橋南・岡山県庁分庁舎前] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
旭川－6	[場所：左岸 6.6 km 付近、桜橋南・岡山食肉センター前] [船舶種別・係留形態：その他船舶 1 隻・係留]
旭川－7	[場所：右岸 6.4km、旭本町・七日市信号付近] [船舶種別・係留形態：その他船舶 4 隻・係留 2 隻、放置等 2 隻]
旭川－8	[場所：右岸 3.0km～4.6km の間] [船舶種別・係留形態：その他船舶約 50 隻・係留、放置等(隻数不明)]
旭川－9	[場所：右岸 2.6km～2.8km、福島緑地・住吉宮北付近] [船舶種別・係留形態：その他船舶 1 隻・係留]
旭川－10	[場所：右岸 2.6km 付近、福島緑地・テニスコート横] [船舶種別・係留形態：その他船舶 3 隻・係留]
旭川－11	[場所：左岸 2.4km 付近、江南大橋北・江崎] [船舶種別・係留形態：漁船 4 隻・係留 3 隻、放置等 1 隻]
旭川－12	[場所：左岸 3.0 km 付近、平井地区] [船舶種別・係留形態：漁船 4 隻・係留]
旭川－13	[場所：左岸 3.6km 付近、旭川大橋下] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
旭川－14	[場所：左岸 5.8km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 2 隻・放置]
旭川－15	[場所：右岸 10.2 km 付近、新鶴見橋～JR 山陽本線橋梁] [船舶種別・係留形態：漁船 3 隻・係留 2 隻、放置等 1 隻]
旭川－16	[場所：右岸 11.8～12.0km 付近] [船舶種別・係留形態：その他船舶 3 隻・係留]
旭川－17	[場所：左岸 8.8 km、月見橋北・後楽園水辺の回廊] [船舶種別・係留形態：漁船 3 隻・係留 2 隻、放置等 1 隻]
総括	漁船 18 隻、川船・木船 0 隻、その他船舶約 62(うち、約 50 隻は正確な隻数不明)隻 (計約 80 隻) [係留：23 隻、放置等：7 隻(残り約 50 隻については係留形態不明)]

(注) 当局の調査結果による

表 2-④-キ 不法係留船の状況 (高梁川水系高梁川)

河川名	高梁川水系高梁川
事例表No.	係留状況
高梁川－10	[場所：右岸 21.8km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 2 隻・係留]
高梁川－11	[場所：左岸 22.4km 付近、明治橋] [船舶種別・係留形態：その他船舶 1 隻・放置等]
高梁川－12	[場所：左岸 23.0km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 4 隻・係留]
高梁川－13	[場所：右岸 19.6km 付近、車出排水樋門付近] [船舶種別・係留形態：漁船 2 隻、その他船舶 1 隻・係留 2 隻、放置等 1 隻]
高梁川－14	[場所：左岸 17.6～18.2km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 6 隻・係留]

高梁川－15	[場所：左岸 15.4km 付近、川辺橋周辺] [船舶種別・係留形態：その他船舶 2 隻・放置等]
高梁川－16	[場所：左岸 17.2km～17.4km 付近、新総社大橋周辺] [船舶種別・係留形態：漁船 3 隻・係留]
高梁川－4	[場所：左岸 11.2km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 9 隻・係留 6 隻、放置等 3 隻]
高梁川－17	[場所：中州、河口から 9.0km 付近、倉敷大橋上流側付近] [船舶種別・係留形態：その他船舶 4 隻・放置等]
高梁川－18	[場所：柳井原貯水池、山陽自動車道橋脚付近] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
高梁川－19	[場所：右岸 7.4km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 6 隻・係留 5 隻、放置等 1 隻]
高梁川－20	[場所：左岸 6.8km 付近、船穂橋上流側] [船舶種別・係留形態：漁船 3 隻・係留]
高梁川－21	[場所：右岸 5.0km 付近] [船舶種別・係留形態：漁船 1 隻・係留]
高梁川－22	[場所：右岸 4.2 から 4.8km 付近までの区間] [船舶種別・係留形態：漁船 4 隻・係留]
高梁川－23	[場所：右岸 3.2km 付近、霞橋北] [船舶種別・係留形態：漁船約 10 隻・係留]
高梁川－24	[場所：右岸 1.2km～2.6km 付近] [船舶種別・係留形態：数十隻・係留、放置等]
総括	漁船 32 隻、川船・木船 0 隻、その他船舶 8 隻(計 40 隻)のほか、船舶種別不明のものが数十隻

(注) 1 当局の調査結果による。

2 総括については正確な隻数が判明するもののみ計上

表 2-⑤-ア 船舶の係留状況(旭川水系旭川)

事例表No.	係留状況
旭川－7	護岸に係留栈橋が設置され、さらに杭が数箇所打ち込まれている。
旭川－8	護岸に係留栈橋が設置され、さらに係留用杭が数箇所打ち込まれている。
旭川－9	護岸に係留栈橋が設置されている。
旭川－10	護岸に係留栈橋が設置されている。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-⑤-イ 船舶の係留状況(高梁川水系高梁川)

事例表No.	係留状況
高梁川－19	護岸に係留用杭 6 本及び金属板 1 枚が打ち込まれている。
高梁川－24	護岸に係留栈橋が設置され、さらに係留用杭が数箇所打ち込まれている。
高梁川－25	護岸に無許可の係留栈橋が設置されている。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-⑤-ウ 船舶の係留状況(太田川水系旧太田川)

事例表No.	係留状況
旧太田川－ 2	護岸に乗降用のはしご固定のための杭(金属製。2 箇所)、及び係留用のロープ固定のための杭(金属製。1 箇所)が打ち付けられている。
旧太田川－ 3	護岸に係留用のロープ固定のための鉄製杭(3 箇所)が打ち付けられている。
旧太田川－ 4	護岸に係留用のロープ固定のための鉄製杭(2 箇所)が打ち付けられている。
旧太田川－ 7	護岸に係留用のロープ固定のための鉄製杭(1 箇所)打ち付けられている。
旧太田川－ 8	護岸に係留用のロープ固定のための鉄製杭(1 箇所)打ち付けられている。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-⑤-エ 船舶の係留状況(太田川水系太田川)

事列表No.	係留状況
太田川-15	護岸に係留用のロープ固定のためと思われる金属製の輪状杭が数か所打ち付けられている。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-⑤-オ 船舶の係留状況(小瀬川水系小瀬川)

事列表No.	係留状況
小瀬川-7	護岸に鉄製杭が打ち付けられている。
小瀬川-11	護岸に乗降用のはしご固定のための鉄製の輪状杭が、低水敷に係留用のロープ固定のための杭が打ち付けられている。
小瀬川-12	護岸に係留用のロープ固定のための鉄棒及び木棒が数本打ち付けられている。

(注) 当局の調査結果による。

3 河川管理事務の適切な実施

(1) 河川区域境界及び官民境界の明確化

通 知	説明図表番号
<p>「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編」において、河川区域の土地の維持管理を適正に行う前提として、官民の用地境界を明確にしておく必要があるとされている。</p>	表 3- (1) - ①
<p>また、河川管理者が河川管理事務を円滑、的確に遂行するために河川法第 12 条に基づき調製、保管することとされている河川の台帳についても、河川現況台帳の図面に、河川の区域の境界、河川区域内の土地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び河川区域内の土地について河川管理者が有する権限の概要等を記載するものとされている(河川法施行令第 5 条第 2 項)。</p> <p>適正かつ効率的な河川管理業務の遂行を図る上で、管理対象を明確にしておくことは基本であり、その意味で、河川区域の境界及び河川区域内の土地における官民境界が不明確になっている箇所がある場合は、明確化に向けて具体的な方策を講じる必要性は高いと考えられる。</p>	表 3- (1) - ②
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所の管理する 6 水系において、河川区域の境界及び河川区域内の土地の官民境界が明確となっていないことから、河川区域内の土地占用の適法性が判断できず、河川の適正な維持管理が行えない状況がみられた(太田川水系太田川 3 事例、小瀬川水系小瀬川 2 事例)。</p> <p>したがって、中国地方整備局は、河川区域の土地の維持管理を適正に行う観点から、河川区域の境界及び河川区域内の土地での官民境界が明らかになっていないものについては、境界確定のための措置を講じるよう管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p>	表 3- (1) - ③

表 3- (1) -① 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) (抜粋)

<p>第 7 章 河川区域等の維持管理対策</p> <p>第 1 節 一般</p> <p>(1) 河川区域の維持管理</p> <p>①河川区域境界及び用地境界について</p> <p><考え方></p> <p><u>河川区域の土地の維持管理を適正に行う前提として、官民の用地境界等を明確にしておく必要がある。</u></p> <p><標準></p> <p>官民境界杭等を設置することを基本とする。</p> <p><推奨></p> <p>官民境界杭等については、破損や亡失した場合に容易に復旧できるよう、その位置を座標により管理することが望ましい。また、必要に応じて河川管理者名等を明記した標識等を設置し、官民の用地境界等の周知に努める。</p>

(注)下線は当局が付した。

表 3- (2) -② 河川現況台帳に関する規定

<p>○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋)</p> <p>(河川の台帳)</p> <p>第 12 条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。</p> <p>3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。</p> <p>○ 河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号) (抜粋)</p> <p>(河川現況台帳)</p> <p>第 5 条 (第 1 項) (略)</p> <p>2 河川現況台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上(地形その他の事情により縮尺二千五百分の一以上とする必要がないと認められる場合においては、五千分の一以上)の平面図(河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域にあつては、平面図、縦断面図及び横断面図)に、次に掲げる事項について記載をして調製するものとする。</p> <p>一 <u>河川区域の境界</u></p> <p>二 <u>河川区域内の土地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び河川区域内の土地について河川管理者が有する権原の概要</u></p> <p>三 河川保全区域の境界</p> <p>四 河川予定地の境界</p> <p>五 河川保全立体区域の境界</p> <p>六 河川予定立体区域の境界</p> <p>七 主要な河川管理施設</p> <p>八 法第 26 条第 1 項 の許可に係る工作物で主要なもの</p> <p>九 その他必要な事項</p>
--

(注)下線は当局が付した。

表 3- (1) - ③

河川区域内の土地で官民の用地境界が明らかになっていないことから、土地占用に係る許可の要否が判断できない事例

事例表No.	河川名	場所	所管河川（国道）事務所、現況及び河川管理者による管理の状況
太田川-18	太田川水系太田川	柳瀬大橋及び発電所前バス停付近。左岸	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕</p> <p>〔現況〕 私人が耕作地として排他的に使用（耕作地の周囲には柵を設置）</p> <p>〔河川管理者による管理の状況〕 当該土地の河川区域境界が明らかでないため、河川現況台帳の図面への記載はなく、また、本件耕作地の占用許可の要否の判断ができない状態となっている。 （写真）</p> 
太田川-19	太田川水系太田川	同上	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕</p> <p>〔現況〕 私人が鉄製の配水管を設置</p> <p>〔河川管理者による管理の状況〕 当該土地の河川区域境界が明らかでないため、河川現況台帳の図面への記載はなく、また、本件配水管設置のための土地の占用許可の要否の判断ができない状態となっている。 （写真）</p> 

<p>太田川-20</p>	<p>太田川水系太田川</p>	<p>同上</p>	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕</p> <p>〔現況〕 私人が耕作地として排他的に使用（耕作地の周囲には柵を設置）</p> <p>〔河川管理者による管理の状況〕 当該土地の河川区域境界が明らかでないため、河川現況台帳の図面への記載はなく、また、本件耕作地の占用許可の要否の判断ができない状態となっている。 （※上記事例表 No. 太田川-8 の占有者とは異なる者による。） （写真）</p> 
<p>小瀬川-13</p>	<p>小瀬川水系小瀬川</p>	<p>河口から12.0 km 付近～安条排水樋門の手前の区間。左岸</p>	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕</p> <p>〔現況〕 私人が耕作地として排他的に使用（耕作地の周囲に柵、ビニールハウス等を設置）</p> <p>〔河川管理者による管理の状況〕 当該土地の官民境界が明らかでないため、河川現況台帳の図面への記載はなく、また、本件耕作地の占用許可の要否の判断ができない状態となっている。 （写真）</p> 

<p>小瀬川-14</p>	<p>小瀬川水系小瀬川</p>	<p>安条排水樋門下流側～河口から11.8 km 付近の区間。左岸</p>	<p>〔所管河川（国道）事務所：太田川河川事務所〕</p> <p>〔現況〕私人が耕作地として排他的に使用（耕作地の周囲に柵、作業小屋を設置）</p> <p>〔河川管理者による管理の状況〕 当該土地の官民境界が明らかでないため、河川現況台帳の図面への記載はなく、また、本件耕作地の占用許可の要否の判断ができない状態となっている。 (写真)</p> 
---------------	-----------------	---------------------------------------	--

(注)当局の調査結果による。

(2) 河川現況台帳の調製

通 知	説明図表番号
<p>河川法第 12 条第 1 項に基づき、河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならないとされ、河川の台帳は、河川法第 12 条第 2 項により、河川現況台帳及び水利台帳とされている。</p> <p>河川現況台帳及び水利台帳は、河川法施行令第 4 条により、それぞれ調書及び図面をもって組成するとされ、i) 河川現況台帳の調書には、水系等の名称、河川の延長、河川区域の概要、主要な河川管理施設の概要、河川の使用の許可等の概要等を記載するものとされ(同令第 5 条第 1 項)、ii) 河川現況台帳の図面には、河川の区域の境界、河川区域内の土地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び河川区域内の土地について河川管理者が有する権限の概要、主要な河川管理施設、河川法第 26 条第 1 項の許可に係る工作物で主要なものなどについて記載することとされている(同条第 2 項)。</p>	<p>表 3- (2) -①</p>
<p>また、河川法施行規則(昭和 43 年建設省令第 7 号) 第 5 条及び同条別記様式第 1 において、調製すべき河川現況台帳調書の種類(「甲」から「丙の 6」までの 16 種)及び調書ごとの記載事項が定められている。</p>	<p>表 3- (2) -②</p>
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所における河川現況台帳の調製状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	
<p>① 太田川水系元安川、同旧太田川及び小瀬川水系小瀬川の河川現況台帳調書(丙の 6)のなかには、河川法第 24 条に基づく土地の占用許可の更新状況が記載されていないのがみられた(太田川河川事務所)。</p>	<p>表 3- (2) -③・④</p>
<p>② 佐波川水系佐波川の河川現況台帳図面は、平成 20 年頃の情報により記載され、その後の補正・更新がされていないため、記載された許可工作物の中には、河川法第 24 条に基づく土地の占用許可の期限が過去の期日となっているものが多数みられた(山口河川国道事務所)。</p>	<p>表 3- (2) -③</p>
<p>河川管理施設の現況や占用許可更新後の許可期間などについては、他の帳票類で確認可能であり、河川現況台帳の調製が不十分なことにより、直ちに業務に具体的支障は生じない。</p>	
<p>しかしながら、河川管理の基礎となる事項を一元的に整理することによって、河川管理事務の円滑、的確な遂行を図るという目的に加え、河川法上の権利の行使及び義務の履行、許可に基づく法的地位の承継等に当たり、私人の権利義務関係を明確にしておく必要から、法定台帳としてその調製・保管が義務づけられていることに照らせば、河川管理に従事する者のほか、河川に関して利害関係を有する者が、必要な場合はいつでも河川に関する最新かつ正確な情報を確知できるよう、適正に作成・更新されることが求められる。</p>	

したがって、中国地方整備局は、法令に則り、河川現況台帳を適切に調製することを徹底するため管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。

表 3- (2) - ①

河川現況台帳に関する規定

○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)(抜粋)

(河川の台帳)

第 12 条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

○ 河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)(抜粋)

(河川の台帳の組成)

第 4 条 法第 12 条第 2 項 の河川現況台帳及び水利台帳は、それぞれ調書及び図面をもって組成する。

(河川現況台帳)

第 5 条 河川現況台帳の調書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項（一級河川については第四号に掲げる事項を、二級河川については第 3 号に掲げる事項を除く。）について記載をするものとする。

一 水系の名称及び一級河川にあつては当該水系の指定の年月日

二 河川の名称及び区間並びに当該河川の指定の年月日

三 法第 9 条第 2 項 に規定する指定区間及びその指定の年月日並びに 同条第 5 項 の規定により国土交通大臣が指定した区間及びその指定の年月日

四 法第 10 条第 2 項 の規定により都道府県知事が指定した区間及びその指定の年月日

五 河川の延長

六 河川区域の概要

七 河川保全区域及びその指定の年月日

八 河川予定地及びその指定の年月日

九 河川保全立体区域及びその指定の年月日

十 河川予定立体区域及びその指定の年月日

十一 主要な河川管理施設の概要

十二 河川の使用の許可等の概要

十三 その他必要な事項

2 河川現況台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上（地形その他の事情により縮尺二千五百分の一以上とする必要がないと認められる場合においては、五千分の一以上）の平面図（河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域にあつては、平面図、縦断面図及び横断面図）に、次に掲げる事項について記載をして調製するものとする。

一 河川区域の境界

二 河川区域内の土地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び河川区域内の土地について河川管理者が有する権原の概要

三 河川保全区域の境界

四 河川予定地の境界

五 河川保全立体区域の境界

六 河川予定立体区域の境界

七 主要な河川管理施設

八 法第 26 条第 1 項 の許可に係る工作物で主要なもの

九 その他必要な事項

○河川法施行規則(昭和 43 年 3 月 13 日建設省令第 7 号)

(河川現況台帳の調書の様式)

第 5 条 河川法施行令（以下「令」という。）第 5 条第 1 項 の国土交通省令で定める様式は、別記様式第 1 とする。

表 3- (2) - ②

河川現況台帳調書の記載事項(河川法施行規則第 5 条別記様式第 1)

調書名称	主な記載事項
河川現況台帳調書(甲)	水系名、水系指定年月日、水系指定政令番号、河川番号、河川名、河川指定年月日、公示番号
河川現況台帳調書(乙)	水系名、河川番号、河川名、図面番号、河川・指定区間・指定都市の長が管理を行う区間の指定年月日・公示番号・区間・延長
河川現況台帳調書(乙の 2)	水系名、河川名、基準地点、所在地、日流量年表
河川現況台帳調書(乙の 3)	水系名、河川名、基準地点、所在地、日水位年表
河川現況台帳調書(丙の 1)	河川区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日

河川現況台帳調書(丙の1の2)	河川立体区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の2)	河川保全区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の3)	河川予定地に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の3の2)	河川保全立体区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の3の3)	河川予定立体区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の3の4)	高規格堤防特別区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の3の5)	樹林帯区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の3の6)	特定樹林帯区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の4)	土地の掘削等の不許可区域に係る水系名、河川名、図面番号、指定年月日、公示番号、区域の概要、図面番号、調製年月日
河川現況台帳調書(丙の5)	主要な河川管理施設の概要(名称又は種類、位置、完成年、構造又は能力、図面番号)
河川現況台帳調書(丙の6)	河川の使用の許可等の概要(件名、許可等を受けたもの、位置、許可等の年月日及び番号)、許可等期間、図面番号

表3-(2)-③

河川現況台帳の調製が不十分な状況(例示)

河川(国道)事務所名	河川名	河川現況台帳の調製が不十分な状況
太田川河川事務所	太田川水系元安川、同旧太田川及び小瀬川水系小瀬川	<ul style="list-style-type: none"> 河川現況台帳調書(丙の6)に河川法第24条に基づく土地の占用許可の更新状況が記載されていない(表3-(2)-④参照)。 <p>【当局注】 本件については、当局の調査途上、更新された情報が記載され改善済みとなっている。</p>
山口河川国道事務所	佐波川水系佐波川	<ul style="list-style-type: none"> 河川現況台帳図面の記載内容について補正・更新が行われていないため、河川法第24条に基づく土地の占用許可期限が過去の期日のままとなっている許可工作物が多数掲載されている。 (例 当該図面から抜粋)

(注) 当局の調査結果による。

表3-2)-④河川現況台帳(丙の6)において許可期限の更新状況が記載されていないもの(例示)(太田川河川事務所)

水系名	河川名	名称	位置	許可の年月日 及び許可番号	許可期間	摘要
太田川	元安川	架空電力供給線新設	広島市中区加古町13番5号地先	平成28年11月24日 28国中整太河管第584号	許可日から平成29年3月31日まで	新規登録(新設)高圧線ANC58sq×3条 L=42.9m 低圧線ANW25sq×1条 L=14.3m
		架空電力供給線新設及び撤去	広島市中区羽衣町1番9号地先 (右岸0.78km~0.82km付近)	平成28年11月1日 28国中整太河管第560号	許可日から平成29年3月31日まで	新規登録(新設)共通支線S38sq×1条 L=35.5m 高圧線ANC25sq×3条 L=15m (撤去)引込線CVT22sq×1条 L=23m
		架空共同池線新設	広島市中区加古町1番1号地先他 (右岸1.60km付近)	平成28年9月30日 28国中整太河管第518号	許可日から平成29年3月31日まで	新規登録(取付)低圧線49.3m (撤去)共通支線29.3m
		電力供給のための引込線新設	広島市中区加古町13番5号地先	平成27年5月1日 27国中整太河管第318号	許可日から平成28年3月31日まで	新規登録引込線: DV3RS,mm L=13.35m
		一般国道2号住吉町電線共同溝事業に伴う地中通信管路埋設	広島市中区住吉町地内 (右岸1.21km付近)	平成26年6月13日 26国中整太河管第438号	許可日から平成27年3月31日まで	新規登録電線共同溝管路埋設地中通信管路(FEPφ80)L=42.0m
		一般国道2号住吉町電線共同溝に伴う地中管路埋設	広島市中区加古町地内 (新明治橋西詰)	平成26年1月27日 25国中整太河管第39号	許可日から平成27年3月31日まで	新規登録地中埋設管路FEP管φ80×99.2m
	旧太田川	電力供給施設(一括占用)	旧太田川沿線の国有河川敷 今回工事場所:広島市西区大芝公園1-50地先	平成24年9月18日 24国中整太河管第428号	許可日から平成29年3月31日まで	新規登録 占用漏れの是正ならびに支障移転
			旧太田川沿線の国有河川敷 今回工事場所:広島市西区大芝2丁目15番16号地先	平成25年1月21日 24国中整太河管第19号	許可日から平成29年3月31日まで	変更処理
			旧太田川沿線の国有河川敷 今回是正場所:広島市西区大芝2丁目15番 (右岸5.67km付近)	平成25年4月11日 25国中整太河管第299号	許可日から平成29年3月31日まで	変更処理
		進入路	広島市中区舟入南4丁目697番2地先	平成18年9月5日 18国中整太河管第299号	許可日から平成28年3月31日まで	
		家屋新築に伴う架空電力供給線新設	広島市中区吉島6番18号地先 (旧太田川左岸0.75km~0.83km付近)	平成28年12月20日 28国中整太河管第299号	許可日から平成29年3月31日まで	新規登録(新設)低圧線42m、架空支線39.2m、引込線

						12.5m (撤去)低圧線 42m
		電力接地棒 設置	広島市中区吉島5番地先 (旧太田川左岸0.83km付近)	平成28年9月 29日 28国中整太河 管第299号	許可日から 平成29年3 月31日ま で	新規登録
		他社電柱立 替に伴う電 力供給架設 替	広島市中区河原町7番2号地 先~7番10号 地先	平成28年5月 13日 28国中整太河 管第376号	許可日から 平成29年3 月31日ま で	新規登録
小瀬川	小瀬川	流量観測の ため(測水 塔・水位計)	大竹市小方町大字防鹿3544 番1地先(測水塔) 大竹市小方町大字防鹿3501 番1地先(水位計)	平成19年4月 11日 19国中整太河 管第260号	許可日から 平成29年3 月31日ま で	

(注) 当局の調査結果による。

[参 考]

他の公共用物に係る台帳

名 称	根拠法令	主な記載事項
道路台帳	道路法(昭和27年法律第180号)第28条、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の2	道路の種類、路線名、路線の指定又は認定の年月日、路線の起点及び終点、路線の主要な経過地、供用開始の区間及び年月日、路線の延長等
港湾台帳	港湾法(昭和25年法律第218号)第49条の2、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第14条	港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別、港湾における潮位、港湾施設の種類・名称・管理者名又は所有者名等、港湾に関する条例・規則等
海岸保全区域台帳	海岸法(昭和31年法律第101号)第24条、海岸法施行規則(昭和31年農林省・運輸省・建設省令第1号)第8条	海岸保全区域に指定された年月日、海岸保全区域、海岸線の延長並びに海岸保全区域の面積及び公共海岸の土地の面積、海岸保全施設の管理者名・位置・種類・構造及び数量、地方公共団体が所有する土地の区域及び面積等

(3) 河川巡視の徹底

通 知	説明図表番号
<p>河川法第 3 条第 2 項に定める河川管理施設(ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。)その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設)について、河川管理者は、同法第 15 条の 2 に基づき、良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないとされている。</p>	表 3- (3) -①
<p>また、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 9 条の 3 第 1 項では、河川管理施設の維持等に当たって、河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能を維持するために必要な措置を講じることとされている。</p>	表 3- (3) -②
<p>さらに、河川巡視については、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)」において、河川管理施設の維持管理状況のほか、河岸、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群等の確認可能な比較的に規模の大きな変状、土地の占用や工作物の設置状況等に関する違法・違反行為の有無、河川の利用状況、自然環境に関する状態把握を目的として実施することとされている。</p>	表 3- (3) -③
<p>中国地方整備局(河川(国道)事務所)は、上記法令等のほか、「中国地方整備局平常時河川巡視規程」に基づき、河川巡視を実施している。</p>	表 3- (3) -④
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所における河川巡視の実施状況を調査したところ、以下のとおり、河川巡視において、河川管理施設、許可工作物の維持管理状況についてその実態が十分把握されていない状況がみられた。</p>	
<p>① 護岸のクラックや窪みの発生など河川管理施設の維持管理状況に係るものがみられた(太田川水系 4 事例)。</p>	表 3- (3) -⑤
<p>② 転落防止柵の門扉が開放されたままの状態であると、歩行者が誤って堤防下の河川に転落するおそれがあるものなど、許可工作物の維持管理状況に係るものがみられた(芦田川水系、太田川水系及び佐波川水系 3 事例)。</p>	表 3- (3) -⑥
<p>したがって、中国地方整備局は、河川維持管理の基本とされている河川巡視をより一層的確に実施するよう、管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p>	

表 3- (3) -①

河川管理施設に関する規定

○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋)

(河川及び河川管理施設)

第 3 条 (第 1 項) (略)

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める带状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(河川管理施設等の維持又は修繕)

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 (略)

表 3- (3) -②

河川巡視に関する規定

○ 河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号) (抜粋)

(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第 9 条の 3 法第 15 条の 2 第 2 項 の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二～四 (略) 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

2 (略)

表 3- (3) -③

国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) (抜粋)

第 4 章 河川の状態把握

第 4 節 河川巡視

4. 1 一般 (略)

4. 2 平常時の河川巡視

< 考え方 >

平常時の河川巡視は、河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行うものである。

巡視により、異常を発見した場合は、ただちにその状況を把握し、河川カルテ等に記録し、適切に是正することが重要である。

(1) 一般巡視と目的別巡視

平常時の河川巡視は、あらかじめ設定した巡視項目について巡視を行う一般巡視と、巡視項目、目的、場所等を絞り込んだ目的別巡視に分類される。河川は延長が長く面積も広大であるため、不法係留等の状況や、河川の水質状況、ゴミ等の投棄の有無、河川敷地の利用状況等について、より詳細に状況を把握する場合には目的別巡視を行うものである。

(2) 河道及び河川管理施設等の河川巡視

河道及び河川管理施設等の河川巡視は、河岸、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群、堤防、護岸・根固工、堰・水門等について目視により確認可能な比較的に規模の大きな変状を発見するために行うものである。

(3) 違法・違反行為発見のための河川巡視

違法・違反行為発見のための河川巡視は、河川区域、河川保全区域及び河川予定地において、土地の占用や工作物の設置状況等に関し、違法・違反行為がないか確認するために行うものである。

(4) 河川の利用状況把握のための河川巡視

河川利用は常時行われるものであるため、日常の河川の利用状況を把握する目的で河川巡視を行うものである。

(5) 自然環境に関する状態把握のための河川巡視

自然環境に関する日常の状態把握のための河川巡視は、瀬、淵、みお筋の状態、砂州の位置、魚類等の産卵場となる河床の状況、鳥類の繁殖場となる河道内の樹木の状況、樹木の洪水流への影響、魚道の状況、堤防や河川敷地の外来植生の状況等について確認するために行うものである（第 8 章参照）。

< 標準 >

大河川における一般巡視は以下を基本とする。

- ①車・バイク・自転車などを活用し効率的に移動するものとし、河川管理用通路を通る等、河川の状況を十分に把握できる方法とする。
 - ②点検により変状が確認された箇所については、特に留意して巡視する。
 - ③一般巡視により発見された変状が施設の機能に支障となると判断される場合には、対策を検討するために目的別巡視あるいは個別の点検を実施する。
 - ④許可が必要とされている行為を無許可で行っている場合や、禁止されている行為を発見した場合は、その状況を把握し、必要な措置を行う。
 - ⑤広い河川敷地等を擁する大河川の重要区間においては、不法行為への対応等を確実かつ適切に行えるよう週 2 巡以上実施する。
- また、中小河川や堤防のない掘込区間、河川敷地利用のない区間、冬期に積雪する区間等では、河川の状況や区間区分に応じて巡視の時期や頻度を設定し、点検等の機会も活用して効率的に実施することを基本とする。

< 推奨 > (略)

4. 3 (略)

表 3- (3) - ④ 中国地方整備局平常時河川巡視規程(抜粋)

(河川監理員の業務)

- 第 4 条 河川監理員は、巡視に関して、河川巡視員を指揮監督するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 河川監理員は、毎年度当初及び毎月当初に第二条に定める巡視を行う区域の河川巡視計画書を第六条に基づき、別表-1 一1 及び、別表- 1-2 の様式により作成し、事務所長の承認を受けた後に、これを河川巡視員に交付し、これに基づき巡視を行わせるものとする。
 - 二 河川監理員は、前月の巡視結果について、別表- 2 の様式により河川巡視報告書を作成し、これを毎月当初に事務所長に提出するものとする。
 - 三 河川監理員は、河川巡視員からの報告に基づき必要と認める場合は、直ちに河川法第七十七条第一項に基づき所要の措置を講じるとともに、重大なものについては別表-2 の様式によらず、速やかに事務所長に報告し、指示を受けるものとする。

(河川巡視員等の業務)

- 第 5 条 河川巡視員は、河川監理員を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 河川巡視員は、河川監理員から交付された河川巡視計画書ないしは河川監理員の指示に基づいて巡視を行うものとする。
 - 二 河川巡視員は、日ごとに別表-3 - 1 及び別表- 3 - 2 の様式により河川巡視日誌を作成し、巡視結果を速やかに河川監理員に報告しなければならない。
 - 三 河川巡視員は、巡視の途上、別表-4 に定める事項に関して異常な状況等を認めた場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ア 現況を撮影し、日時、場所、状況等を記録するものとする。
 - イ 軽微な違反行為があった場合は、その場で頭口又は別表- 5 の様式の配布ないしは提示により、注意するものとする。
 - ウ 異常な状況等が重大なものであり、かつ、状況の是正等が緊急等を要する場合は、無線等により河川監理員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 河川巡視員は、巡視を行う場合には、腕章を着用するとともに、身分証明書を必ず携帯し、関係人から請求があったときには身分証明書を提示しなければならない。また、カメラ、巻尺等の巡視に必要な用具を携帯しなければならない。

(河川巡視計画)

- 第 6 条 河川監理員は、次の各号に基づき河川巡視計画を作成するものとする。
- 一 河川巡視計画に位置付ける平常時の巡視項目は別表- 4 を標準とし、所管区域の河川管理の実情に応じて巡視項目の加除を行うものとする。なお、項目の加降、に当たっては、適正かつ効率的な巡視の実施及び高度化に資するよう留意するものとする。
 - 二 河川巡視計画には、前項で規定する巡視項目について、車両等を用いて巡回する方法（以下「一般巡視」という。）及び前項で規定する巡視項目のうちより詳細に状況を把握すべき項目等を抽出し、場所・目的等を絞り巡回する方法（以下「目的別巡視」という。）を規定するものとする。
 - 三 河川巡視計画において、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集に伴う巡視の際の留意事項を記載しようとするときは、必要に応じて沿川関係機関及び有識者等の意見を聞くものとする。

表 3-(3)-⑤ 河川巡視における未把握事例(河川管理施設)

事例表No.	河川名(場所)	河川管理施設の状況	把握状況
太田川-2 【再掲】	太田川水系太田川(広島市西区中広 2 丁目(山手橋下)左岸)	護岸の法面にくぼみとクラックが生じている。	河川巡視において、当該箇所護岸の状況等は把握されていない。(巡視日誌にその旨の記載はない。)
太田川-3 【再掲】	太田川水系太田川(安佐南区西原 2(河口から 5.2~5.3km。祇園大橋南側)右岸)	護岸のコンクリート板 2 枚にくぼみが生じている。	同上
太田川-4 【再掲】	太田川水系太田川(西区大宮 3 丁目(祇園大橋南側)右岸)	護岸法面の上部裸地に樹木が生えており、護岸コンクリートの下に根が張っているものとみられる。	同上
太田川-5 【再掲】	太田川水系太田川(広島市安佐南区西原 1(河口から 5.4km。祇園大橋南側)左岸)	護岸上部付近に樹木が生えている。	同上

(注)1 当局の調査結果による。

2 上記表中の【再掲】に係る事例については、1-(1)-⑪~⑭参照。

表 3-(3)-⑥ 河川巡視における未把握事例(許可工作物)

事例表No.	河川名(場所)	許可工作物の状況	把握状況
芦田川-8	芦田川水系芦田川(府中市父石町(落合橋の下流側たもと))	道路と河川とのガードレールに古い鉄柱(府中市が設置した落合橋通行者への注意喚起用看板の残骸と判明)が放置されている。また、そのそばに、増水時に落合橋の通行規制を行うための進入防止板(府中市)が放置されている。	河川巡視において、当該鉄柱、及び進入防止板が放置されている状況等は把握されていない。(当局調査により初めて把握され、その後改善に至った。)
旧太田川-1 【再掲】	太田川水系旧太田川(広島市西区楠町 1~3 丁目、大芝公園 2(三篠橋西詰~大芝公園南)右岸)	右岸堤防上は市道となっており、市道歩道脇には、河川への転落防止柵(フェンス)が整備されている。当該転落防止柵には、約 100m(メートル)間隔で「がんぎ」への出入用扉が設置されているが、容易に開閉可能であるため、開放されたままの状態であると、歩行者が誤って堤防下の河川へ転落するおそれがあり、危険な状態となっている。(当局の現地調査において、上記の状況は 5 箇所確認できた。)	河川巡視において、当該許可工作物の状況等は把握されていない。(巡視日誌にその旨の記載はない。)
佐波川-21	佐波川水系佐波川(河口から 1.8km~2.0km 付近 左岸)	JR 西日本の山陽本線の橋脚を支えるブロックの一部にひび割れがあり、また、ブロックの目地から樹木が伸びている(樹木の上部は伐採されているが、下部はそのまま残っている。)	同上

(注)1 当局の調査結果による。

2 上記表中の【再掲】に係る事例については、1-(2)-⑥参照。

(4) 許可事務の適切な実施

ア 許可事務の適正な処理

通 知	説明図表番号
<p>河川法第 24 条に基づく土地の占用許可については、河川敷地占用許可準則（「河川敷地の占用許可について」平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達。以下「準則」という。）に、また、同法第 26 条第 1 項に基づく工作物の新築等の許可については、工作物設置許可基準（「工作物設置許可基準について」平成 6 年 9 月 22 日付け建河治発第 72 号建設省河川局治水課長通達）にそれぞれ基準が示されている。</p>	<p>表 3- (4) -ア-① 表 3- (4) -ア-②</p>
<p>さらに、中国地方整備局では、河川法第 24 条に基づく土地の占用許可及び第 26 条第 1 項に基づく工作物の新築等の許可のうち、治水上及び利水上影響が少ないものに関する許可は、中国地方整備局決裁規則（平成 13 年 1 月 6 日国中整訓第 2 号中国地方整備局長通達）第 9 条に基づき、同局の河川（国道）事務所長の専決事項とされている。</p>	<p>表 3- (4) -ア-③ 表 3- (4) -ア-④</p>
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所における河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可事務の実施状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	
<p>① 出水時の撤去を条件としている許可工作物の確認</p> <p>高水敷にある運動場や公園等の附属物として設置されている許可工作物の中には、出水時の撤去を条件としているものがある。「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」（平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室）の別添「公園等点検結果表」においては、点検項目として「出水時の施設撤去の実効性」が掲げられており、河川管理者は、撤去計画の実効性について確認することとなっている。</p>	<p>表 3- (4) -ア-⑤</p>
<p>しかしながら、太田川河川事務所において、出水時の撤去を条件としている許可工作物について十分に確認されていない状況がみられた。</p>	<p>表 3- (4) -ア-⑥</p>
<p>② 一時占用許可の取扱い</p> <p>「中国地方整備局決裁規則第 9 条に定める事務所長の専決に関する事務の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け国中整水第 292 号 河川関係事務所長宛中国地方整備局長通達）別添「土地の占用に係る事務所長専決事項取扱基準」第 5 により、一時占用の占用期間が 7 日以内の場合は、事前の届出によることができるとされている。</p>	<p>表 3- (4) -ア-⑦ 表 3- (4) -ア-⑧</p>
<p>しかしながら、山口河川国道事務所は、占用期間が 2 か月の案件について、占用期間が 7 日以内の場合に認められている「事前の届出」として処理している状況がみられた。</p>	<p>表 3- (4) -ア-⑨</p>
<p>したがって、中国地方整備局は、河川区域内の土地の占用許可及び工作物の新築等許可に係る事務を適切に実施するため、管内の河川（国道）事務所に</p>	

対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。

- ① 出水時の撤去を条件としている許可工作物については、当該許可工作物の種類、構造、規模、設置場所を速やかに確認できるようにすること。
- ② 一時占用の取扱いについては、河川敷地占用許可準則及び土地の占用に係る事務所長専決事項取扱基準に則った事務処理を行うよう徹底すること。

表3- (4) -ア-①

許可事務に関する規定

<p>○ 河川法(昭和39年法律第167号)(抜粋) (土地の占用の許可) 第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(工作物の新築等の許可) 第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。 2~5 (略)</p> <p>(原状回復命令等) 第31条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(権原の委任) 第98条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局又は北海道開発局長に委任することができる。</p> <p>○ 河川法施行令(昭和42年政令第14号)(抜粋) (権原の委任) 第53条 法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。 (略)</p>

表3- (4) -ア-② 工作物設置許可基準(「工作物設置基準について」平成6年9月22日付け建河治発第72号建設省河川局治水課長通達)(抜粋)

<p>2 本基準は、主な工作物についての基準であり、本基準に取り上げていない工作物については、本基準の考えを参考とするとともに、治水条利水上その他の河川管理上の支障について個別に審査し、許可するものであること。</p> <p>(別紙) 工作物設置許可基準 (基本方針) 第3 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行うことを基本とする。 一 当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。 二 当該工作物等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。 三 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。 四 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。 五 河川環境管理基本計画(「河川環境管理基本計画の策定について」(昭和58年6月28日付け建設省河川局長通達)による河川環境管理基本計画をいう。)が定められている場合にあつては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。</p>
--

表3- (4) -ア-③ 中国地方整備局決裁規則(平成13年1月6日国中整訓第2号中国地方整備局長通達)(抜粋)

<p>(河川等に関する事務所長の専決事項) 第9条 事務所長は、局長の権限に属する河川、砂防、海岸、砂利及び水防に関する事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決する。(略) 一~四 (略) 五 河川区域内の土地の占用で次の掲げる者に関する法第24条の規定による権限を行うこと。 イ (略) ロ イに掲げるもののほか、治水条及び利水上影響が少ないもの。 六 (略) 七 工作物の新築、改築又は除却で治水上及び利水上影響が少ないものに関する法第26条第1項の規定による権限を行うこと。 八~三十 (略)</p>

表 3- (4) - ア - ④

工作物に関する中国地方整備局河川部の見解

「工作物」の定義に関して、河川法第 26 条第 1 項が河川区域内における工作物の設置等を原則禁止し、申請のあった物のうち法令の要件及び工作物設置基準を満たしたもののみ禁止を解除して、河川の使用を許容する規定であることに鑑み、河川区域内の土地に何らかの物を設置する場合は、それが定着物か可搬物かにかかわらず全て「工作物」に該当する。

(注) 当局の調査結果による。

表 3- (4) - ア - ⑤ 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン（平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室）別添（抜粋）

◆河川公園等 点検結果表					〇〇年〇〇月〇〇日調整			
施設名	機関名	所在地	電話番号	前回点検年月日	河川距離標 (左・右岸)	(左岸・ 右岸)	完成年月日 最新許可日	点検者氏名
		担当課			今回点検年月日	点検者	役職	
施設管理者								
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)			備考 (参考: 確認項目)			
施設周辺の堤防の異状等の状況					施設周辺堤防の状況を確認し、河川への影響の有無を確認			
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況					情報連絡体制表を添付			
出水時の施設撤去の実効性					撤去計画の実効性について確認			
許可書と現地施設の整合性					許可書の構造や数量と整合しているか確認			
施設の安全利用に問題はないか					施設の老朽化の状況、利用者が安全に利用できるか確認			
(以下、省略)								

(注) 下線部は当局が付した。

表 3- (4) - ア - ⑥ 出水時には撤去することとなっている許可工作物であることが確認されていなかった事例(太田川河川事務所) [事例表No.: 太田川-23・24]

河川名: 太田川水系 太田川			占有の実態及び占有許可状況
位置	設置者	工作物	
左岸、4.0 km、 広島市西区三滝町 12、三滝橋北側	広島市	パラソル (鉄製の支柱を土中に埋設して固定)、ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市(西区)が許可を得て占有している運動公園内に、パラソル、ベンチ等の工作物が設置されており(平成 29 年 5 月 26 日に当局が確認)、パラソルについては出水時には撤去することとなっているが、太田川河川事務所は、本事例の工作物に関して、種類、構造、規模、設置場所等を確認していない。 ・上記と同様の状況が、左岸 4.7 km 付近においてもみられた。
			

(注) 当局の調査結果による。

表 3- (4) -ア-⑦ 河川敷地占用許可準則（「河川敷地の占用許可について」平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達）（抜粋）

<p>(別紙) 河川敷地占用許可準則 (占用許可の基本方針)</p> <p>第 5 河川敷地の占用は、第 6 に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第 7 第 1 項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第 8 から第 11 までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により占用許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>(一時占用の許可)</p> <p>第 15 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第 6 及び第 7 の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。</p>

表 3- (4) -ア-⑧ 「中国地方整備局決裁規則第 9 条に定める事務所長の専決に関する事務の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け国中正水第 292 号河川関係事務所長宛中国地方整備局長通達) (抜粋)

<p>(別添) 土地の占用に係る事務所長専決事項取扱基準 (一時占用の取扱)</p> <p>第 5 河川敷地占用許可準則(平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号)第 15 に規定する一時占用の取扱いについては、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 許可の期間は、6 ヶ月を超えないものとする。ただし、工事又は工事に起因した特別の理由によるものについては、6 ヶ月を超え、1 年を超えないものとすることができる。</p> <p>二 占用の期間が 7 日以内の場合は、事前の届け出によることことができる。ただし、営利を目的とするものについては、この限りではない。</p>

表 3- (4) -ア-⑨ 河川法第 24 条の占用許可が必要である占用期間が 2 か月の案件を、許可が不要な事前届出として処理している事例(山口河川国道事務所)【事例表No.: 佐波川-22】

河川名：佐波川水系 佐波川		占用の実態及び占用許可状況	
位置	設置者	土地の用途	
左岸、4.2 km、大崎橋付近	漁業協同組合	小屋	<p>・ 漁業協同組合が毎年、4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間、河川区域内に小屋を設置している。(写真中央部の小屋)</p> <p>・ 山口河川国道事務所は、占用期間が 2 か月である本件に対して、占用期間が 7 日以内の場合に認められている「事前の届出」の案件として処理しており、事実上、無許可占有状態となっている。</p>
			

(注) 当局の調査結果による。

イ 許可後における許可条件の履行状況等の確認の徹底

通 知	説明図表番号
<p>河川は、公共用物（河川法第2条）として公衆の自由使用が原則とされており、河川区域内で公園として整備するなどして利用する場合は河川法第24条に基づき、河川管理者から土地の占用許可を受けなければならないとされている。</p>	表3-(4)-イ-①
<p>河川敷地の占用の許可に当たっては、河川敷地占用許可準則（「河川敷地の占用許可について」平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達。以下「準則」という。）第5(占用許可の基本方針)において、準則第6で定められた占用主体が、準則第7で定められた施設について許可申請した場合において、準則第8から第11までの基準に該当し、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるとされている。</p> <p>また、準則第13-3に基づき、河川管理者は、占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとされている。</p> <p>さらに、準則第13-4に基づき、許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとされている。</p>	表3-(4)-イ-②
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所における許可後の許可条件の履行状況等に係る確認状況を調査したところ、福山市が占用許可を受けた運動広場に許可条件である「許可標識」が設置されておらず、また特定の団体の看板が掲示されていること等から、一般の者は利用できないとの誤解を与えかねない状況となっているもの（福山河川国道事務所）がみられた。</p> <p>したがって、中国地方整備局は、河川敷地の適正な利用を図る観点から、河川区域内の土地の占用許可後の占用状況及び許可条件の履行状況を適宜適切に確認するとともに、必要に応じて、許可受者に対し、是正指導等の措置を行うよう管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p>	表3-(4)-イ-③

表 3- (4) - イ - ①

河川区域内の土地の占用に関する規定

<p>○ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(河川管理の原則等)</p> <p>第 2 条 <u>河川は、公共用物</u>であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。</p> <p>(土地の占用の許可)</p> <p>第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、<u>河川管理者の許可を受けなければならない</u>。</p>

(注) 下線は当局が付した。

表 3- (4) - イ - ② 河川敷地占用許可準則(「河川敷地の占用許可について」平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達)(抜粋)

<p>(占用許可の基本方針)</p> <p>第 5 河川敷地の占用は、第 6 に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第 7 第 1 項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第 8 から第 11 までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により占用許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>(占用施設)</p> <p>第 7 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設</p> <p>イ 公園、緑地又は広場</p> <p>ロ 運動場等のスポーツ施設</p> <p>ハ キャンプ場等のレクリエーション施設</p> <p>ニ 自転車歩行者専用道路</p> <p>二～八 (略)</p> <p>(占用の許可の内容、条件、監督処分等)</p> <p>第 13 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達するために必要と認められる適切な内容ものとする。</p> <p>2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。</p> <p>3 <u>占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>4 許可を受けた者が法又は許可条件(法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第 77 条第 1 項に規定する是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表 3- (4) - イ - ③ 占用区域である運動広場が特定の者以外は利用できないものと誤認される可能性がある事例
 [事例表No. : 芦田川-4]

区 分	内 容
河川名(位置)	芦田川水系芦田川(左岸、福山市南本庄5丁目地先、河口から7.6km付近)
占用目的	南本庄運動広場(下)(少年野球)
占用許可申請者	福山市長
占用実態	<p>占用許可を受けた土地は、野球グラウンドとして整備されるとともに、バックネット、簡易トイレ等の附帯施設が設置され、占用目的どおりの施設となっている。</p> <p>しかしながら、本件運動広場は、占用の許可条件である「許可標識」(*)が設置されていないことに加え、少年軟式野球チームの看板が掲示されており、同チームの専用グラウンドの様相を呈している。また、当該少年軟式野球チームのHPをみても、本件運動広場は同チームのグラウンドとされている。</p> <p>※ 占用目的、占用面積、占用者名、連絡先等を明記した標識</p> <p>福山市は、本件運動広場は、一般の者も福山市担当課に申し込むことにより利用可能であり、利用が特定の団体に限定されているものではないとしている。</p> <p>しかしながら、本件運動広場には、特定の団体の看板が掲げられていること、本件運動広場が一般の者でも利用可能である旨及び利用しようとする場合の照会先などが明示された案内板などが設置されていないことから、地域住民などが運動広場として利用できないと誤解することも考えられる。(福山市HPの市民が利用可能なスポーツ施設のサイトにおいても、本件運動広場は掲載されていない。)</p> <p>(写真)</p>  <p>上記のほか、本件運動広場には、河川法第24条及び第26条第1項の許可取得後、許可なく新たに工作物(移動式ネット等)が設置されている。(項目1(3)イ「表1-(3)-イ-③」参照)</p> 
河川管理者の把握及び指導状況	福山河川国道事務所は、占用許可後の利用形態については、許可を受けた者(福山市)の判断によるとして、本件運動広場の利用に関して福山市との協議等は特に検討していないとしている。

(注) 当局の調査結果による。

4 防災情報の提供

(1) 水防警報等発表の迅速化

通 知	説明図表番号
<p>国土交通省は、水防法（昭和 24 年法律第 197 号）第 10 条の規定に基づき、2 以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、気象庁と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは洪水予報を都道府県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を得て一般に周知させることとされている。また、同法第 13 条の規定により、洪水予報河川以外の直轄河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、洪水特別警戒水位に達したときには、その旨を都道府県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を得て一般に周知させることとされている。さらに、同法第 16 条の規定により、指定した河川（以下「水防警報指定河川」という。）について、水防警報（洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）を行うこととされている。</p>	表 4- (1) - ①
<p>中国地方整備局管内においては、直轄河川 13 水系 29 河川が洪水予報河川に、5 水系 10 河川が水位周知河川に指定されており、また、直轄 13 水系の 38 河川が水防警報指定河川に指定されている。</p>	表 4- (1) - ②
<p>洪水予報は、洪水等の危険度に応じて、氾濫注意情報、氾濫警戒情報及び氾濫危険情報があり、氾濫が発生した場合には氾濫発生情報を発表することとされている。河川管理者は、管理区間を幾つかの区間に分け、区間ごとに設けた基準点（基準観測所）の水位を危険度の判断材料としており、基準点ごとに洪水予報の発表の目安となる水位（氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位）が設定されている。水位周知河川については、氾濫危険水位が設定され、当該水位に達した場合には水位到達情報を発表することとされている。洪水予報及び水位到達情報は、市町村が避難勧告等の発令を判断する場合の情報の一つである。</p>	表 4- (1) - ③
<p>また、水防警報は水防管理団体である市町村等の水防活動に指針を与えるものであり、洪水の危険度に応じて、待機、準備、出動、指示などの種類があり、それぞれ目安となる水位が設定されている（以下、洪水予報、水位到達情報及び水防警報の発表の目安となる水位を「基準水位」という。）。</p>	表 4- (1) - ④
<p>今回調査した岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所が管理する水系における洪水予報の発表基準をみると、基準観測所の水位が氾濫注意水位等の基準水位に到達し、今後も水位の上昇が予測される場合等とされている。また、水防警報については、太田川河川事務所は、水防団待機水位等の基準水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるときとしている。このように、洪水予報及び水防警報は、基準観測所の水位が基準水位に到達したことを目安としつつ、今後の水位の予測結果を踏まえて、発表の必要性、内容を判断することとされており、今後の水位予測を行うために水系ごとに洪水予測システムが構築されている。同システムは、気象庁のレーダ雨量及び雨量予測、国土交通省設置のレーダ雨量、雨量観測所及び水位観測所の</p>	表 4- (1) - ⑤
<p>今回調査した岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所が管理する水系における洪水予報の発表基準をみると、基準観測所の水位が氾濫注意水位等の基準水位に到達し、今後も水位の上昇が予測される場合等とされている。また、水防警報については、太田川河川事務所は、水防団待機水位等の基準水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるときとしている。このように、洪水予報及び水防警報は、基準観測所の水位が基準水位に到達したことを目安としつつ、今後の水位の予測結果を踏まえて、発表の必要性、内容を判断することとされており、今後の水位予測を行うために水系ごとに洪水予測システムが構築されている。同システムは、気象庁のレーダ雨量及び雨量予測、国土交通省設置のレーダ雨量、雨量観測所及び水位観測所の</p>	表 4- (1) - ⑥

計測データに基づき、3時間先までの基準観測所の水位予測が10分間隔で自動計算され、出力される仕組みになっており、各河川（国道）事務所は、同システムによる予測値を参考にしながら、予報・警報の必要性等を総合的に判断するとしている。

今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所が管理する6水系における平成26年度から28年度までの洪水予報、水位到達情報及び水防警報の発表状況を調査したところ、基準観測所の水位が基準水位に到達した事例が71件みられ、このうち予報・警報が行われなかったものが11件あり、中国地方整備局及び該当河川を管理する河川（国道）事務所は、予報・警報を行わなかった理由について、今後の大幅な水位上昇はないと予測し、予測どおりに顕著な水位の上昇がみられなかったためとしている。

また、基準水位への到達から予報・警報の発表までに時間を要したのが見受けられる。この中には、氾濫注意水位への到達を発表の目安とする氾濫注意情報の発表から、同じく氾濫注意水位への到達を発表の目安とする水防警報（出動）の発令までに時間を要しているものもみられた。中国地方整備局及び該当河川を管理する河川（国道）事務所は、基準水位への到達から予報・警報を行うまでに時間を要した事例の理由等について、次のとおり説明している。

① 基準水位到達時点では、降雨等の状況から水位はまもなく頭打ちとなり、これ以上の大幅な水位上昇はないであろうと予測していたが、予測を上回る水位の上昇又は高水位の状態の継続がみられたため、それを確認した後に予報・警報を行ったことから時間を要した。

② 氾濫注意情報と水防警報（出動）は共に氾濫注意水位を目安とするが、水防警報（出動）は、「なお水位上昇が予想され災害の生じるおそれがあるとき」に発令することとしており、氾濫注意情報を発表した後、さらに水位等の動きを監視した上で発令する場合もあるため、時間を要した。

また、洪水予報等の発表については、一般的に次のような事情により、時間を要することがあるとしている。

① 洪水予報は、通常は報道機関を通じて一般にも公開され、市町村の住民に対する避難誘導に影響を及ぼすことから、その発表については慎重に判断している。また、気象庁と共同で主文作成、今後の水位予測等の作業を行った上で発表するものであり、時間を要する。

② 水防警報は、水防団という組織の活動に影響を及ぼすものであるため、発令の必要性については慎重に判断しており、水位等の動きによっては時間を要する場合がある。

国土交通大臣が発表する洪水予報は、市町村が住民に対する避難勧告等の必要性やタイミングを判断する場合の情報の一つであり、また水防警報は水防団の活動に指針を与えるものである（水防法第17条）ことから、予報・警報の発表は、発表基準に照らして的確かつ迅速に判断し、これを実施することが求められる。また、予報・警報の発表に当たっては、今後の水位予測の迅速・的確な実

表4-1(1)-⑦

表4-1(1)-⑧

表4-1(1)-⑨

施がポイントとなるので、予測手法の不断の改善を図る必要がある。

したがって、中国地方整備局は、市町村による的確な避難誘導及び水防活動を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講じるよう指導する必要がある。

- ① 基準水位への到達を目安として、今後の水位の動きをできるだけ的確に予測した上で、必要な予報・警報を迅速・的確に実施すること。
- ② 洪水予測システム等に基づく水位予測を上回る水位の上昇がみられた場合には、その要因を分析し、必要に応じ予測手法の改善を図ること。

○水防法（抜粋）

（国の機関が行う洪水予報等）

第 10 条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第 11 条 都道府県知事は、前条第 2 項の規定により国土交通省大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第 13 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第 9 条第 2 項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第 9 条第 2 項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第 5 条第 1 項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（関係市町村長への通知）

第 13 条の 4 第 10 条第 2 項若しくは第 13 条第 1 項の規定により通知をした国土交通大臣又は第 11 条第 1 項、第 13 条第 2 項、第 13 条の 2 第 1 項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第 3 項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（水防警報）

第 16 条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第 17 条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

表 4- (1) -②

洪水予報河川等の指定状況

水系名	河川名	指定状況		
		洪水予報河川	水位周知河川	水防警報指定河川
千代川	千代川	○		○
	袋川	○	○	○
	新袋川	○		○
	八東川		○	○
天神川	天神川	○		○
	国府川	○		○
	小鴨川	○		○
	三徳川		○	○
日野川	日野川	○		○
	法勝寺川	○		○
斐伊川	斐伊川	○	○	○
	神戸川	○		○
江の川	江の川	○		○
	馬洗川	○		○
	西城川	○		○
	神野瀬川	○		○
高津川	高津川	○		○
	匹見川	○		○
	高津川派川		○	○
	白上川		○	○
吉井川	吉井川	○		○
	金剛川	○		○
旭川	旭川	○		○
	百間川	○		○
高梁川	高梁川	○		○
	小田川	○		○
芦田川	芦田川	○		○
	高屋川	○		○
太田川	太田川	○		○
	三篠川	○		○
	根谷川	○		○
	天満川		○	○
	元安川		○	○
	古川		○	○
	旧太田川		○	○
	滝山川			○
小瀬川	小瀬川	○		○
佐波川	佐波川	○		○
13	38	29	10	38

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「○」は、洪水予報河川等に指定されていることを示す。

表 4- (1) -③ 危険レベルと基準水位、洪水予報等の発表の関連

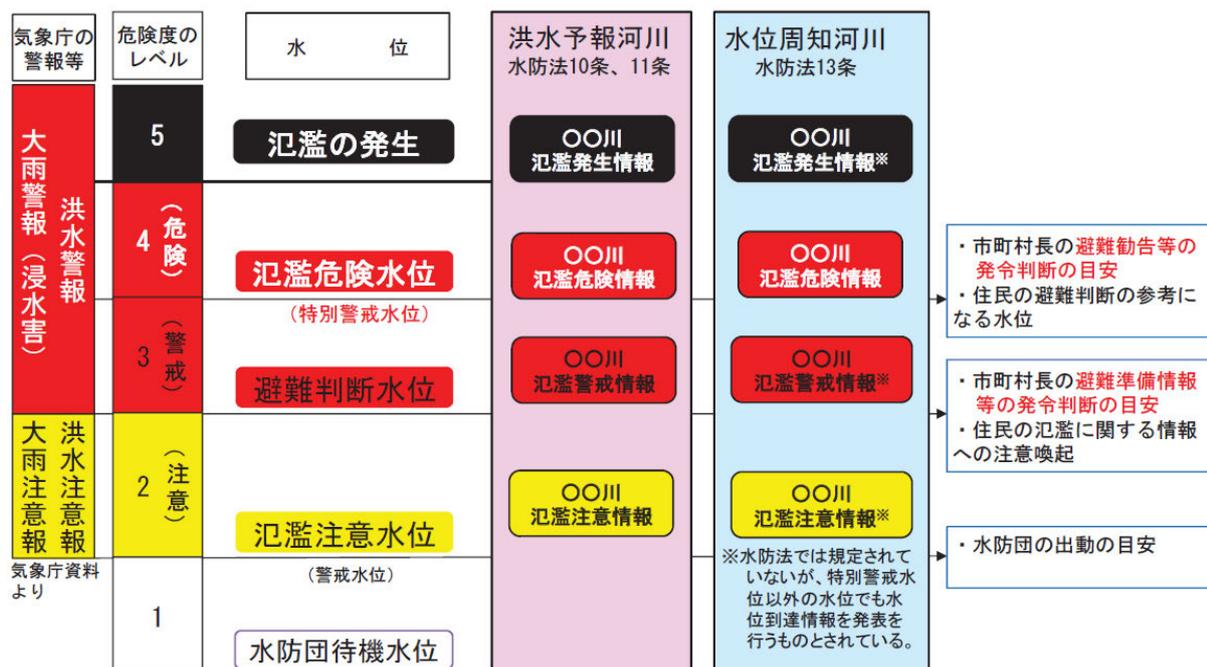


表 4- (1) -④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成 27 年 8 月 内閣府(防災担当)) (抜粋)

5.2 避難勧告等を判断する情報

5.2.1 洪水予報河川と水位周知河川

本ガイドラインで避難勧告等の対象とする河川は、主に国土交通省と都道府県により管理されており、以下の二つに分類される。なお、洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定される。

洪水予報河川：水位や流量の予報が行われる河川 約 400 河川
 水位周知河川：現状の水位や流量の情報が提供される河川 約 1,500 河川

これらの河川では、避難行動を判断する目安とする水位が河川毎に定められている。

(1) 【洪水予報河川】における避難判断の目安とする水位

氾濫注意水位：水防団の出動の目安
 避難判断水位：市町村長の避難準備情報の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起
 氾濫危険水位：市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位

(2) 【水位周知河川】における避難判断の参考とする水位

- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）：市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断

5.2.2 避難勧告等を判断する情報 (略)

(5) 指定河川洪水予報等

- ・ 洪水予報河川の避難勧告等の判断に活用する。

情報の名称と発出されるタイミング

- ① 氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ② 氾濫警戒情報 避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
- ③ 氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達した時
- ④ 氾濫発生情報 氾濫が発生した時

表 4- (1) -⑤

洪水予報の発表基準

予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき

(注) 広島県水防計画による。

表 4- (1) -⑥

水防警報の発表基準（太田川河川事務所）

種 類	発表基準
待 機	水防団待機水位を超え、なお水位上昇のおそれがあるとき
準 備	氾濫注意水位を突破することが予想され、なお水位の上昇のおそれのあるとき
出 動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生じるおそれがあるとき、又は河川情報等により災害の生じるおそれのあるとき
指 示	出水状況の情報、又は災害の生じるおそれのあるとき（適宜）

(注) 太田川河川事務所提出資料による。

表 4- (1) -⑦

基準水位到達及び洪水予報等の発表状況(平成 26～28 年度)

(単位：件)

基準水位の種別	基準水位到達件数	予報・警報なし
水防団待機水位	40	7
水防団準備水位	12	
氾濫注意水位	12	3
避難判断水位	5	
氾濫危険水位	1	1
氾濫発生	1	
計	71	11

(注) 1 当局の調査結果による。

2 旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川及び佐波川水系に係るものである。

3 災害、対象河川等の内訳については、表 4- (1) -⑧参照。

表4- (1) -⑧

洪水予報等の発表状況（平成26～28年度）

災害	河川名	観測所名	担当	No.	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差	
平成26年7月7～8日 梅雨前線による出水	小瀬川	小川津	太田川	1	7月7日 14:40	水防団待機水位	7月7日 15:00	水防警報（待機）	20分後	
				2	17:30	氾濫注意水位	18:05	氾濫注意情報	35分後	
		両国橋		3	7月7日 17:40	水防団待機水位	18:30	水防警報（出動）	60分後	
	佐波川	漆尾	山口	4	7月7日 8:40	水防団待機水位	7月7日 9:00	水防警報（待機）	20分後	
平成26年8月5～6日 前線による出水	三篠川	中深川	太田川	5	8月6日 5:30	水防団待機水位	8月6日 6:00	水防警報（待機）	30分後	
				6	8:00	氾濫注意水位	8:20	水防警報（出動）	20分後	
					8:25	氾濫注意情報	25分後			
	小瀬川	小川津	太田川	7	8月6日 2:50	水防団待機水位	8月6日 3:40	水防警報（待機）	50分後	
				8	5:00	氾濫注意水位	5:30	氾濫注意情報	30分後	
		両国橋		9	8月6日 4:50	水防団待機水位	6:10	水防警報（出動）	70分後	
佐波川	漆尾	山口	10	8月6日 17:00	水防団待機水位					
平成26年8月20日 集中豪雨による出水	三篠川	中深川	太田川	11	8月20日 5:30	水防団待機水位	8月20日 3:40	水防警報（待機）		
							6:10	水防警報（待機）	40分後	
	根谷川	新川橋	太田川	12	8月20日 2:10	水防団待機水位	8月20日 2:40	水防警報（待機）	30分後	
				13	2:50	氾濫注意水位				
				14	2:50	避難判断水位	3:20	氾濫警戒情報（4時頃に氾濫危険水位（2.50）に達する見込み）	30分後	
							3:30	水防警報（指示）	40分後	
				15	3:00	氾濫危険水位				
16	4時頃	氾濫発生	4:20	氾濫発生情報						
平成27年8月24～26日 台風15号による出水	太田川	飯室	太田川	17	8月25日 10:50	水防団待機水位	8月25日 11:00	水防警報（待機）	10分後	
				18	8月25日 12:00	水防団待機水位	8月25日 12:10	水防警報（待機）	10分後	
				19	8月25日 13:40	水防団待機水位	8月25日 13:50	水防警報（待機）	10分後	
				20	14:20	氾濫注意水位	8月25日 14:50	氾濫注意情報	30分後	
							15:20	水防警報（出動）	60分後	
		中野		21	8月25日 15:10	水防団待機水位	8月25日 15:30	水防警報（待機）	20分後	
		矢口第一		22	8月25日 16:00	水防団待機水位	8月25日 16:10	水防警報（待機）	10分後	
	小瀬川	小川津	太田川	23	8月25日 13:50	水防団待機水位	8月25日 14:00	水防警報（待機）	10分後	
				24	8月25日 16:30	水防団待機水位				
	佐波川	堀	山口	25	8月25日 16:40	水防団待機水位				
26				8月25日 11:10	水防団待機水位	8月25日 11:20	水防警報（待機）	10分後		
平成28年6月22～23日 梅雨前線による出水	芦田川	矢野原	福山	27	6月23日 1:30	水防団待機水位	6月23日 1:40	水防警報（待機）	10分後	
				28	3:30	水防団準備水位	3:50	水防警報（準備）	20分後	
				29	6月23日 1:40	水防団待機水位	6月23日 1:45	水防警報（待機）	5分後	
		府中		30	3:20	水防団準備水位	3:30	水防警報（準備）	10分後	
				山手	31	6月23日 3:40	水防団待機水位	6月23日 3:50	水防警報（待機）	10分後
					32	4:50	水防団準備水位	5:00	水防警報（準備）	10分後
		33	6:00	氾濫注意水位	6:50	水防警報（出動）	50分後			
					6:50	氾濫注意情報	50分後			
	高屋川	御幸	太田川	34	6月23日 1:50	水防団待機水位	6月23日 2:00	水防警報（待機）	10分後	
				35	3:20	水防団準備水位	3:30	水防警報（準備）	10分後	
				36	5:20	氾濫注意水位				
	太田川	飯室	太田川	37	6月23日 1:30	水防団待機水位	6月23日 1:50	水防警報（待機）	20分後	
				38	6月23日 2:10	水防団待機水位	6月23日 3:00	水防警報（待機）	50分後	
				39	6月23日 2:20	水防団待機水位	6月23日 3:20	水防警報（待機）	60分後	
				40	3:30	水防団準備水位	3:50	水防警報（準備）	20分後	
	矢口第一		41	6月23日 5:10	水防団待機水位	6月23日 5:40	水防警報（待機）	30分後		
三篠川	中深川	太田川	42	6月23日 1:10	水防団待機水位	6月23日 1:30	水防警報（待機）	20分後		
			43	6月23日 3:10	氾濫注意水位	3:20	氾濫注意情報	10分後		
						3:30	水防警報（出動）	20分後		
			44	3:50	避難判断水位	4:10	氾濫警戒情報	20分後		
根谷川	新川橋		45	6月23日 1:00	水防団待機水位	6月23日 1:10	水防警報（待機）	10分後		

平成28年9月 17～19日 秋 雨前線による出水	古川	古川	46	6月23日 1:00	避難判断水位	6月23日 1:00	氾濫注意情報	即時		
	旧太田川	江波(元 安川)	47	6月22日 23:10	水防団待機水位	—————				
	小瀬川	小川津	48	6月22日 21:40	水防団待機水位	6月22日 21:50	水防警報(待機)	10分後		
			49	6月22日 22:10	水防団準備水位	22:20	水防警報(準備)	10分後		
			50	6月23日 1:50	氾濫注意水位	6月23日2:30	氾濫注意情報	40分後		
						2:35	氾濫警戒情報 (地域限定)	45分後		
						3:00	水防警報(出動)	70分後		
	両国橋	51	6月23日 1:30	水防団待機水位	6月23日 1:50	水防警報(待機)	20分後			
	佐波川	堀	山口	52	6月23日 2:40	水防団準備水位	4:20	水防警報(準備)	100分後	
				53	6月23日 0:10	水防団待機水位	6月23日 0:10	水防警報(待機)	即時	
		漆尾		54	6月22日 18:30	水防団待機水位	6月22日 18:30	水防警報(待機)	即時	
				55	6月23日 1:40	氾濫注意水位	6月23日 1:50	水防警報(準備)	10分後	
							2:05	氾濫注意情報	25分後	
		2:20		水防警報(出動)	40分後					
		新橋		56	3:10	避難判断水位	3:25	氾濫警戒情報	15分後	
	太田川	土居	太田川	57	6月23日 3:00	水防団待機水位	6月23日 3:00	水防警報(待機)	即時	
				加計	58	9月18日 9:50	水防団待機水位	9月18日 10:00	水防警報(待機)	10分後
					59	10:40	水防団準備水位	11:10	水防警報(準備)	30分後
		飯室		60	9月18日 10:30	水防団待機水位	9月18日 10:40	水防警報(待機)	10分後	
				61	11:00	水防団準備水位	11:20	水防警報(準備)	20分後	
三篠川		中深川		62	9月18日 2:00	水防団待機水位	9月18日 2:10	水防警報(待機)	10分後	
				63	12:40	水防団準備水位	12:50	水防警報(準備)	10分後	
				64	9月18日 2:30	水防団待機水位	9月18日 2:40	水防警報(待機)	10分後	
根谷川		新川橋		65	3:30	水防団準備水位	3:40	水防警報(準備)	10分後	
				66	4:00	氾濫注意水位	—————			
				67	9月17日 23:40	水防団待機水位	9月17日 23:50	水防警報(待機)	10分後	
	68		9月17日 24:00	水防団準備水位	9月18日 0:40	水防警報(準備)	40分後			
旧太田川	江波(元 安川)	69	9月18日 0:50	氾濫注意水位	1:00	水防警報(出動)	10分後			
		70	0:50	避難判断水位	1:15	氾濫警戒情報	25分後			
		71	9月17日 9:20 9月17日 21:20 9月18日 9:40 9月18日 22:00 9月19日 10:20 9月19日 23:00	水防団待機水位	—————					

1 本表は、高水速報(河川編)に基づき、水位がピークに到達するまでの洪水予報、水位周知情報及び水防警報の通知、発表状況について記載した。

2 表中、「担当」は、該当河川の管理を担当する河川(国道)事務所を指し、次のとおり略称を記載した。

福山河川国道事務所：福山、太田川河川事務所：太田川、山口河川国道事務所：山口

3 表中、「水防団準備水位」は、水防警報(準備)の発表の目安として定めている各観測所の基準水位をいう。

4 表中、「時間差」は、基準水位到達から、当該基準水位に相当する予報・警報が通知・発表されるまでに要した時間をいう。

表4- (1) - ⑨

基準水位到達後、予報・警報の発表までに時間を要している事例

事例	1					
水系名	小瀬川		河川名	小瀬川		
年月日	平成26年7月7～8日		災害	梅雨前線による出水		
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差	
小川津	7月7日 14:40	水防団待機水位(2.00m)	7月7日 15:00	水防警報(待機)	20分後	
	17:30	氾濫注意水位(3.10m)	18:05	氾濫注意情報	35分後	
			18:30	水防警報(出動)	60分後	
	降雨等の状況	降水量は7月7日8時～11時がピークで、17時頃にはほぼ止んでいたが、上流の弥栄ダムへの流入量のピークはその後もしばらく続き、これに合わせて同ダムからの放流量の上昇が続いており、18時～20時に最大(300m ³ /s)となり、以降減少している。				
	水位の状況	水位は7月7日11時頃から急上昇し、17:30に氾濫注意水位を超え、さらに上昇を続け、18:30にピーク(4.28m)に達した。また、18:05発表の氾濫注意情報における水位予測では、現状(17:40 4.16m)から20:30には4.44mに上昇としている。				
河川事務所の説明	小瀬川には河口から14kmの地点に弥栄ダムが設置されており、豪雨時には同ダムが洪水調節の役割を果たしているため、流量は弥栄ダムの放流量に大きく左右される。7月7日15時頃には、激しい雨をもたらす雨域は去ったので、氾濫注意水位に達した時点では、ダムからの放流量及び下流の水位はなお増加するものの、水位上昇量は大きくないと予測していた。しかし、氾濫注意水位を超過する時間が長くなる見込みとなったため、18:05に氾濫注意情報を発表した。氾濫注意情報等の洪水予報は、气象台との共同作業により発表するものであり、関係機関・団体や住民等広範囲の対象に影響を及ぼす情報であることから、まずは洪水予報に係る作業を優先させ、その後、水防警報の発表に取り掛かること、水防警報(出動)は今後の水位上昇の予想に加え、災害が生ずるおそれの有無を判断した上で発令するため、さらに時間を要する可能性がある。					

事例	2					
水系名	小瀬川		河川名	小瀬川		
年月日	平成26年8月5～6日		災害	前線による出水		
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差	
小川津	8月6日 2:50	水防団待機水位(2.60m)	8月6日 3:40	水防警報(待機)	50分後	
	5:00	氾濫注意水位(4.00m)	5:30	氾濫注意情報	30分後	
			6:10	水防警報(出動)	70分後	
	降雨等の状況	降水量は、小瀬観測所で8月6日4時、弥栄ダム観測所で同日5時にピークとなり、以降、急激に減少している。しかし、弥栄ダムへの時間当たり流入量は、2時から6時まで急上昇し、これに合わせ、放流量も2時頃から次第に増え、7時頃から10時頃までピークが続いた。				
	水位の状況	水位は8月6日1時頃から急上昇し、2:50に水防団待機水位、5:00に氾濫注意水位に達し、6:10にピーク(4.59m)に達している。				
河川事務所の説明	雨量レーダによると、8月6日3時頃には激しい降雨をもたらす雨域は去りつつあり、弥栄ダムへの流入量・放流量はなお増加するものの、小川津地点の水位上昇は大きくないと予測していた。しかし、予測に相違して弥栄ダムの流入量・放流量は増え続け、小川津観測所の水位は上昇し続けた。このため、5:50に弥栄ダムからの放流量の調整について協議を行ったこと、また、和木町から支援要請があり、その対応等のため、水防警報の発令に時間を要した。					

事例	3			
水系名	太田川		河川名	三篠川
年月日	平成26年8月20日		災害	集中豪雨による出水
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況	時間差
中深川	8月20日 5:30	水防団待機水位(2.00m)	8月20日 3:40	水防警報(待機)
			6:10	水防警報(待機)
				40分後
	降雨等の状況	三篠川流域の降水量は8月20日3時、4時頃にピーク(時間降雨量20ミリ以上)となり、5時頃には4.8ミリに減少している。		
水位の状況	水位は8月20日4時頃から急上昇し、5:30に水防団待機水位に達し、6:40にピーク(2.52m)に達した。			
河川事務所の説明	8月20日5時過ぎには雨域は去るとの予報であったため、水位はまもなく頭打ちになるであろうと予測していたが、予測と相違して雨域はすぐには立ち去らなかったため、40分後に水防警報(待機)を発表した。当時は、線状降水帯の発生により降雨の予測が困難であったこと、土砂災害の発生や根谷川の氾濫への対応により業務繁多の状態にあったこともあって、時間を要した。			

事例	4				
水系名	太田川		河川名	根谷川	
年月日	平成26年8月20日		災害	集中豪雨による出水	
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況	時間差	
新川橋	8月20日 2:10	水防団待機水位(1.10m)	8月20日 2:40	水防警報(待機)	
		2:50	氾濫注意水位(2.10m)		
		2:50	避難判断水位(2.20m)	3:20	氾濫警戒情報(4時頃に氾濫危険水位(2.50)に達する見込み)
				3:30	水防警報(指示)
		4時頃	氾濫発生	4:20	氾濫発生情報
	降雨等の状況	根谷川上流域の降水量は8月20日3時、4時がピーク(時間降雨量60ミリ以上)で、5時には10ミリ強に減少している。			
	水位の状況	水位は8月20日の0時過ぎから急上昇し、ごく短時間のうちに水防団待機水位から避難判断水位に達した後、なおも上昇し4:20にピーク(3.53m)に達するとともに氾濫が発生している。			
河川事務所の説明	8月20日の2時頃には激しい雨をもたらす雨域は北東方面に去るであろうとの予報であったため、水位もまもなく頭打ちとなると予測していたが、予測が困難な線状降水帯による雨域がその後も居座り、水位上昇が続いたため、30分後に氾濫警戒情報を発表した。				

事例	5				
水系名	太田川		河川名	太田川	
年月日	平成27年8月24~26日		災害	台風15号による出水	
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況	時間差	
飯室	8月25日 13:40	水防団待機水位(2.50m)	8月25日 13:50	水防警報(待機)	
		14:20	氾濫注意水位(3.80m)	14:50	氾濫注意情報
				15:20	水防警報(出動)
					10分後
					30分後
					60分後
降雨等の状況	飯室観測所における時間降水量は、8月25日9時10時に12ミリで、11時12時にはいったん小康状態になったものの、13時14時には再び10ミリ以上となっている。上流の加計観測所における降水量も同じような傾向を示している。				
水位の状況	水位は8月25日6時半頃から上昇し、13:40水防団待機水位、14:20に氾濫注意水位に達し、15:00にピーク(4.37m)に達した。また、14:50発表の氾濫注意情報では、現状の水位(14:30現在4.18m)が3時間後も継続すると予測している。				
河川事務所の説明	8月25日14:20時点では、台風は通過した後であり、上流に設置されている土居、加計観測所の水位はすでにピークを越えて下がり始めていたことから、飯室観測所の水位もまもなくピークを迎えると予測していた。台風などによる短時間の降雨による河川の増水の影響は、すぐに現れるとともに、水位上昇の影響は長くは続かない傾向にあることから、短時間のうちに水位は下がると予測していたが、水位上昇の程度が予想以上であったため、30分後に氾濫注意情報を発表した。水防警報(出動)の発令については、より慎重に判断するため、その後の水位の動きを見守っていたが、高水位の状況が長く続くことが予測されたことから、発令に踏み切った。				

事例	6				
水系名	芦田川		河川名	芦田川	
年月日	平成28年6月22～23日		災害	梅雨前線による出水	
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差
山手	6月23日 3:40	水防団待機水位(2.72m)	3:50	水防警報(待機)	10分後
	4:50	水防団準備水位(3.22m)	5:00	水防警報(準備)	10分後
	6:00	氾濫注意水位(3.72m)	6:50	水防警報(出動)	50分後
			6:50	氾濫注意情報	50分後
	降雨等の状況	上流の府中観測所における時間降水量は、6月23日5時台には1ミリでほぼ止んでおり、新たな雨域もなかった。			
水位の状況	水位は、6月22日21時頃から上昇し始め、6月23日3:40に水防団待機水位、6:00に氾濫注意水位に達し、7:40にピーク(4.18m)に達した。				
河川事務所の説明	流域の降雨は6月23日4時頃にはほぼやんでいたこと、山手観測所の上流に位置する矢野原観測所及び府中観測所においては共に、6時時点では既に水位はピーク(矢野原は4時40～50分、府中は5時10～40分)を過ぎ、下降しつつあったことから、山手観測所における水位もまもなくピークを迎え、下降に向かうと判断していた。しかし、その後水位上昇が続いたことから、広島地方気象台と協議し、6:50に氾濫注意情報と水防警報(出動)を発表した。				

事例	7				
水系名	太田川		河川名	太田川	
年月日	平成28年6月22～23日		災害	梅雨前線による出水	
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差
加計	6月23日 2:10	水防団待機水位(0.00m)	6月23日 3:00	水防警報(待機)	50分後
	降雨等の状況	降水量は6月22日24時～23日1時がピークで、1:30には小康状態となっていたが、上流の土居観測所の水位はまだ上昇中(2:30, 2:40がピーク)であった。			
	水位の状況	水位は6月22日夜から徐々に上昇し、6月23日2:10に水防団待機水位を超えてもなお上昇を続け、3:20に準備水位(80.20m)を超える0.25mに達し、これをピークに下降に転じた。			
	河川事務所の説明	上流の雨域は6月23日1時には去っていたので、2:10の時点では今後の水位上昇はあるが、その程度は小さいと予測し、水防警報(待機)の発表を見合わせていたが、その後も水位上昇程度は小さいものの上昇傾向が続いたため、3:00に水防警報(待機)を発表した。			
飯室	6月23日 2:20	水防団待機水位(2.50m)	6月23日 3:20	水防警報(待機)	60分後
	3:30	水防団準備水位(3.00m)	3:50	水防警報(準備)	20分後
	降雨等の状況	加計観測所の及び飯室観測所における降水量は6月23日1時をピークに下降に転じたが、上流の加計観測所の水位はなお上昇中であった。			
	水位の状況	6月22日夜から徐々に上昇し、6月23日になってから上昇速度を早め、2:20に水防団待機水位を超えてもなお上昇を続け、4:40にピーク(3.39m)に達した。			
河川事務所の説明	加計観測所の判断と同じく、上流の雨域は6月23日1時には去っていたので、2:20の時点では今後の水位上昇はあるが、その程度は小さいと予測し、水防警報(待機)の発表を見合わせていたが、その後も水位上昇程度は小さいものの上昇傾向が続いたため、3:20に水防警報(待機)を発表した。				

事例	8					
水系名	小瀬川		河川名	小瀬川		
年月日	平成28年6月22～23日		災害	梅雨前線による出水		
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差	
小川津	6月22日 21:40	水防団待機水位(2.60m)	6月22日 21:50	水防警報(待機)	10分後	
	6月22日 22:10	水防団準備水位(2.75m)	22:10	水防警報(準備)	即時	
	6月23日 1:50	氾濫注意水位(4.00m)	6月23日2:30	氾濫注意情報	40分後	
			2:35	氾濫警戒情報(地域限定)		
			3:00	水防警報(出動)	70分後	
	降雨等の状況	上流の中道観測所における降水量は6月22日24時がピークで、弥栄ダム観測所における降水量は6月23日1時がピークである。しかし、弥栄ダムへの流入量は、6月23日2時時点ではまだ増加中であり、これに合わせ放流量も増加中で、5時までは300m ³ /sを超える放流が続いた。				
水位の状況	水位は6月22日20時頃から徐々に上昇し、21:40に水防団待機水位、23日1:50に氾濫注意水位に達し、3:20にピーク(4.45m)に達している。					
河川事務所の説明	6月23日1時頃には、激しい雨をもたらす雨域は去りつつあり、弥栄ダムの放流量もまもなく頭打ちとなり、水位上昇は続くものの限定的であると予測していた。しかし、その後も水位の状況を監視していたが、しばらく上昇する傾向であったため、2:30に氾濫注意情報を発表した。その後もある程度の水位の上昇は予測できていたが、水防警報は組織の活動に影響を及ぼすことから、より慎重な判断が必要であり、水位の状況を監視していたが、氾濫注意水位以上の継続時間が長くなることが予想されたので、3:00に水防警報(出動)を発表した。					
両国橋	6月23日 1:30	水防団待機水位(2.80m)	6月23日 1:50	水防警報(待機)	20分後	
	6月23日 2:40	水防団準備水位(3.30m)	4:20	水防警報(準備)	100分後	
	降雨等の状況	降雨は上記のとおり。上流の小川津観測所の水位は3:20がピークであり、2:40時点では水位はなお上昇中であった。				
	水位の状況	水位は6月22日19時ころから徐々に上昇し、6月23日1:30に水防団待機水位、2:40に水防団準備水位に達し、4:50にピーク(3.67m)に達している。				
	河川事務所の説明	6月23日2:40時点では、激しい雨をもたらす雨域は去り、弥栄ダムの放流量も頭打ちとなり、水位上昇は続くものの限定的であると予測していた。しかし、その後も水位の状況を監視していたが、しばらく上昇が継続する見込みであったため、4:20に水防警報(準備)を発表した。				

事例	9				
水系名	佐波川		河川名	佐波川	
年月日	平成28年6月22～23日		災害	梅雨前線による出水	
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差
漆尾	6月22日 18:30	水防団待機水位(2.30m)	6月22日 18:30	水防警報(待機)	即時
	6月23日 1:40	氾濫注意水位(3.40m)	6月23日 1:50	水防警報(準備)	10分後
			2:05	氾濫注意情報	25分後
			2:20	水防警報(出動)	40分後
	3:10	避難判断水位(3.60m)	3:25	氾濫警戒情報	15分後
	降雨等の状況	上流の観測所における降水量は6月23日1時頃にはピークを越えて下降気味であった。			
水位の状況	水位は6月23日1:40に氾濫注意水位に達した後も上昇を続け、3:10に避難判断水位に達した。				
河川事務所の説明	6月23日1時頃には、激しい雨をもたらす雨域は去りつつあった。しかし、氾濫注意水位に到達したため水防警報(準備)を発表した。その後、島地川ダムの流入量・放流量など上流域の状況を確認した上で、さらに水位上昇が見込まれたため水防警報(出動)を発表した。				

事例	10				
水系名	太田川		河川名	根谷川	
年月日	平成28年9月17～19日		災害	秋雨前線による出水	
観測所名	基準水位到達状況		予報・警報の発表状況		時間差
新川橋	9月17日 23:40	水防団待機水位(1.10m)	9月17日 23:50	水防警報(待機)	10分後
	9月17日 24:00	水防団準備水位(1.20m)	9月18日 0:40	水防警報(準備)	40分後
	9月18日 0:50	はん濫注意水位(1.70m)	1:00	水防警報(出動)	10分後
	0:50	避難判断水位(1.80m)	1:15	はん濫警戒情報	25分後
	降雨等の状況	根谷川の大林観測所の降水量は9月18日1時がピークであり、17日24時時点ではまだ降雨は続いていた。			
	水位の状況	水位は9月17日21時頃から上昇し、23:40に水防団待機水位に達し、9月18日1:20にピーク(2.44m)に達した。			
	河川事務所の説明	9月17日24時時点では、雨域は南東方面に去って行くことが予想され、水位上昇量は小さいであろうと予測していたが、予測に相違して雨域がしばらく当地に居座ったため、水位の低下がみられず、0:40に水防警報(準備)を行った。			

(注) 表中、「時間差」は、基準水位到達から当該基準水位に相当する予報・警報が通知・発表されるまでに要した時間をいう。

(2) 防災情報の公開に向けた取組

通 知	説明図表番号
<p>国土交通省は、水防災意識社会再構築ビジョン（平成 27 年 12 月）を策定し、全ての直轄河川とその沿川市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、このため各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとしている。ソフト対策としては、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換を目指しており、その一つとして、避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供するため、水位計やライブカメラを設置することとしている。</p>	表 4- (2) -①
<p>中国地方整備局管内の 13 水系のうち今回調査した 6 水系については、水系ごとに、あるいは複数の水系をまとめて、上記ビジョンに則った減災対策協議会が設置されており、それぞれの地域の取組方針が定められている。</p>	表 4- (2) -②
<p>取組方針において、概ね平成 28 年度から 30 年度において、河川管理者が水位計やライブカメラを設置することとされている協議会もある。</p>	表 4- (2) -③
<p>今回、岡山河川事務所、福山河川国道事務所、太田川河川事務所及び山口河川国道事務所による水位計及びライブカメラの設置状況等を調査した結果、以下の状況がみられた。</p>	
<p>ア 簡易水位計の設置・水位情報の公開状況</p>	表 4- (2) -④
<p>平成 28 年度に、旭川、高梁川、芦田川、太田川及び小瀬川水系において、堤防が低く、越水等の危険性が高い箇所簡易水位計が 33 基設置され、また佐波川水系においては、従前から 4 基の簡易水位計が設置されている。</p>	
<p>簡易水位計は、水面から堤防等の天端までの距離を計測するもので、計測データが 10 分間隔で河川(国道)事務所又は民間のサーバーに自動送信されるが、これらの水位情報は、いずれも一般には公開されていない。</p>	
<p>中国地方整備局は、簡易水位計の水位情報については、次のような理由から、現時点では公開は考えていないとしている。</p>	
<p>① 普通の水位計による水位は、河底のゼロ点高から水面までの長さで表され、水位が上昇するに連れ数値が増えるのに対し、簡易水位計による水位は、水面から堤防の天端までの長さで表され、水位が上昇するに連れ数値が減少する。このため、公開の仕方を工夫しないと見る者を混乱させるおそれがあること。</p>	
<p>② 簡易水位計は水位がある程度上昇した時から観測が開始される仕組みになっており、平常時は観測しておらず、「欠測」の状態となっているため、一般公開した場合には、事情を知らない者は常に故障等していると誤解するおそれがあること。</p>	
<p>③ 水位情報は住民や河川利用者の安全に直結する重要な情報であり、その信頼性を確保することが重要であるが、簡易水位計の水位情報は一般公開</p>	

に堪えるだけの精度等は未だ確立されていない。このため、異常値が配信された場合には、住民の避難行動や行政の避難情報の発表に重大な影響を及ぼす懸念があること。

また、福山河川国道事務所は、簡易水位計の水位情報は、民間のサーバーを借りて保存しているため、保存データを見るためにはアクセス権が必要であり、一般公開は困難であるとしている。

関係自治体では、簡易水位計の水位情報の公開について、水面から堤防の天端までの距離を提示するだけでは、住民は危険の程度を判断できないため、混乱を招き、結果的に避難を遅らせるおそれもあるなどとする意見がある一方で、住民の関心が高いことから、公開が望ましいとする意見もみられた。

表 4- (2) - ⑤

イ ライブカメラの設置・映像の公開状況

調査対象水系については、いずれも従前から河川監視用カメラが設置されていたが、旭川、高梁川及び芦田川水系において、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組として、ライブカメラが新たに 11 台設置されており、太田川・小瀬川水系については平成 30 年度に設置予定とされている。

中国地方整備局では、ライブカメラの映像については、原則公開することとしており、新規に設置されたライブカメラを含め、ホームページ等で公開している。

表 4- (2) - ⑥

水防災意識社会再構築ビジョンにおいて、水位計やライブカメラの設置は、避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供するための対策に位置づけられており、取組方針に「迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組」などの一環として位置づけられている協議会もある。また、沿川の住民にとっては、水位情報やカメラ映像は目に見える情報であり、関心が高いものと思われる。

したがって、中国地方整備局は、住民の主体的で的確な避難行動を促す観点から、簡易水位計の精度等信頼性の確保状況や異常値配信時の影響等を勘案した上で、今後、水位情報の一般公開について検討する必要がある。

表 4- (2) -① 水防災意識社会再構築ビジョン（平成 27 年 12 月 11 日付け国土交通省水管理・国土保全局）（概要）

<p>関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</p> <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成 28 年出水期までを目途に重点的に実施。 <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成 32 年度を目途に実施。 <p>主な対策</p> <p>各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。</p> <p><危機管理型ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進 <p><洪水氾濫を未然に防ぐ対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施 <p><住民目線のソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の行動につながるリスク情報の周知 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表、住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良、不動産関連事業者への説明会の開催 ・事前の行動計画作成、訓練の促進 タイムラインの策定 ・<u>避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供</u> <u>水位計やライブカメラの設置</u>、スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供
--

(注) 表中、下線は当局が記載した。

表 4- (2) -② 調査対象水系に係る大規模氾濫時の減災対策協議会の設置状況

水系名	協議会の名称	構成機関
吉井川 旭川	吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	岡山河川事務所、岡山国道事務所、苫田ダム管理所、岡山地方気象台、岡山県、岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
高梁川	高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	岡山河川事務所、岡山国道事務所、岡山地方気象台、岡山県、倉敷市、総社市、浅口市、早島町
芦田川	芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	福山河川国道事務所、八田原ダム管理所、広島地方気象台、広島県、福山市、府中市
太田川	太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	太田川河川事務所、広島国道事務所、温井ダム管理所、広島地方気象台、広島県、安芸太田町、広島市
小瀬川	小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	太田川河川事務所、広島国道事務所、山口河川国道事務所、弥栄ダム管理所、広島地方気象台、下関地方気象台、広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町
佐波川	佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会	山口河川国道事務所、下関地方気象台、山口県、山口市、防府市

(注) 各減災対策協議会規約に基づき作成した。

表 4- (2) - ③ 調査対象水系における水位計及びライブカメラの設置等に係る取組方針

水系	関係河川(国道)事務所名	水位計の設置・情報提供			ライブカメラの設置・情報提供		
		取組内容	目標時期	実施機関	取組内容	目標時期	実施機関
吉井川・旭川	岡山河川事務所	(避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備) ・円滑な避難行動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置 ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	平成 28 年度～ 平成 29 年度～	中国地方整備局 中国地方整備局	(避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備) ・円滑な避難行動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置 ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	平成 28 年度～ 平成 29 年度～	中国地方整備局 中国地方整備局
		(迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組) ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	平成 28 年度～	中国地方整備局	(迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組) ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	平成 28 年度～	中国地方整備局
高梁川	岡山河川事務所	吉井川・旭川と同じ					
芦田川	福山河川国道事務所	(記載なし)			(防災教育や防災知識の普及) ・ライブカメラの情報をリアルタイムで提供	平成 29 年度～	中国地方整備局
太田川	太田川河川事務所	(迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組) ・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する水位計の整備	平成 28 年度	中国地方整備局	(迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組) ・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する CCTV 等の整備 河川のリアルタイム映像の提供設備の検討	平成 30 年度	中国地方整備局
小瀬川	太田川河川事務所	太田川と同じ					
佐波川	山口河川国道事務所	(記載なし)			(迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組) ・CCTV等を活用したわかりやすい情報の発信	平成 28 年度	中国地方整備局

(注) 各減災対策協議会の取組方針に基づき作成した。

表 4- (2) - ④

簡易水位計の設置、データ公開状況

河川(国道)事務所名	水系	設置数	設置時期	データ公開状況	備考
岡山河川事務所	旭川	4 基	平成 28 年度	未公開	
	高梁川	7 基	平成 28 年度	未公開	
福山河川国道事務所	芦田川	7 基	平成 28 年 12 月	未公開	
太田河川事務所	太田川	13 基	平成 28 年度末	未公開	
	小瀬川	2 基	平成 28 年度末	未公開	
山口河川国道事務所	佐波川	0	—	—	以前から設置しているものが 4 基あり、データは未公開
計		33 基			

(注) 当局の調査結果による。

表 4- (2) - ⑤

簡易水位計の計測データの公開に関する意見

自治体名	簡易水位計の計測データの公開に関する意見
岡山県	国が簡易水位計のデータについて公開予定がないということを当県は初めて聞くが、一般向けに公開できるのであれば、公開した方が良く考える。通常時に欠測状態で表示されるのであれば、表示の記載ぶりを検討すればよいと思う。
広島県	県管理河川について、沿川の町内会から簡易水位計を設置してほしいとの要望を多く受けている。県管理河川は小河川が多く、降雨により水位が短時間のうちに上昇するため、避難のためのリードタイムの設定が困難(水面から天端まで距離がいくらになったら避難を開始する必要がある等の基準を示すのが困難)なことから、これまでは簡易水位計の設置要望があっても応じてこなかった。しかし、最近では、住民の関心が高く、ニーズがある箇所については、簡易水位計の設置を検討する必要があると考えている。
山口県	設置されている簡易水位計が、平常時は計測しないで、増水したときに堤防の天端までの距離を計測するものであるならば、おそらくはその時点で氾濫注意水位や氾濫危険水位に達しており、それに基づく洪水予報等が通知されていると思われる。県としては、洪水予報等に加えて、簡易水位計のデータが必要となる状況やニーズは考えにくい。
岡山市	水位が堤防の天端まであと何メートルという情報を住民に提供した場合、まだあと何メートルあるから大丈夫と考える者がいるかもしれないし、いろいろな情報があり過ぎると混乱を招くおそれもある。しかし、せっかく簡易水位計を設置した以上、それから得られる情報を河川管理者のみが独占するのはもったいない気がする。一般にも公開してよいのではないか。
倉敷市	簡易水位計から得られる情報が、水面から堤防の天端までの距離情報のみであって、危険性の基準となる水位が設定されていなければ、住民はその水位情報を見てもどのように対応したらよいか判断できないと思われる。避難情報を発令する立場からみても、そのような基準水位が設定されていなければ、簡易水位計のデータの提供を受けたとしても、危険性を判断しづらい。ただ、参考として簡易水位計のデータ提供は受けたい。
広島市	基準観測所における氾濫危険水位は住民に対する避難勧告の目安となるが、当該水位に達していても、堤防の天端までの距離はまだ相当ある。このため、簡易水位計の情報を住民に公開した場合、逆にまだこれだけの距離があるから大丈夫との安心感を与え、遅めの避難につながるおそれがある。このため、簡易水位計の情報の公開に当たっては、誤解を与えないよう工夫する必要がある。

(注) 当局の調査結果による。

表 4- (2) - ⑥

ライブカメラの設置、映像公開状況

河川(国道)事務所名	水系	設置数		映像の公開状況	備考
		従前から設置	新規		
岡山河川国道事務所	旭川	16 台	4 台 (平成 28 年度)	従前から設置 16 台及び新規設置 4 台について公開	
	高梁川	16 台	7 台 (平成 28 年度)	従前から設置 16 台及び新規設置 7 台について公開	
福山河川国道事務所	芦田川	42 台	0	従前から設置 42 台のうち 2 台の映像を公開していたが、老朽化のため平成 28 年度に廃止。40 台について、平成 29 年 6 月から動画を静止画(10 分間隔)に変換し、HP で公開	
太田川河川事務所	太田川	20 台	0	従前から設置のカメラについて公開	平成 30 年度に新規設置予定
	小瀬川	1 台	0	従前から設置のカメラについて公開	平成 30 年度に新規設置予定
山口河川国道事務所	佐波川	20 台	0	従前から設置のカメラ 20 台について公開。うち 16 台は未公開であったが、平成 28 年度から新たに公開	
計		115 台	11 台		

(注) 当局の調査結果による。